

オンライン資格確認等システムの導入に関する システムベンダ向け技術解説書

【医療機関・薬局】

令和元年 10 月
厚生労働省保険局

改 訂 履 歴

版数	改訂年月日	該当箇所	内容
1.0	令和元年10月10日	初版	初版作成

※ 版数は新規制定を第1.0版とし、改訂が発生した際は第1.1版とする。

目次

オンライン資格確認等システムの導入に関する システムベンダ向け技術解説書...	1
1. はじめに.....	3
1. 1 本書の趣旨	3
1. 2 技術解説書の構成と使い方	5
2. オンライン資格確認等システム導入による医療機関・薬局における変更点.	9
2. 1 オンライン資格確認等に係る端末等の導入	10
2. 1. 1 マイナンバーカード及び健康保険証によるオンライン資格確認等で 利用する端末等.....	10
2. 1. 2 マイナンバーカードによるオンライン資格確認等のみで利用する端 末等	13
2. 2 レセプトコンピュータ等の既存システムの改修	17
2. 2. 1 オンライン資格確認	17
2. 2. 2 薬剤情報・特定健診情報の閲覧	24
2. 2. 3 レセプト振替	27
2. 2. 4 共通補足	28
2. 3 ネットワーク環境の整備	30
2. 3. 1 オンライン資格確認等に用いる回線の仕様	32
2. 3. 2 接続方式に応じたネットワーク連携のパターン	33
2. 3. 3 共通補足	40
2. 4 セキュリティ対策	41
2. 4. 1 オンライン資格確認等システムにおけるセキュリティ対策	42
2. 4. 2 ネットワークにおけるセキュリティ対策	44
2. 4. 3 医療機関・薬局におけるセキュリティ対策	44
2. 4. 4 共通補足	45
3. 作業の全体像.....	46
4. 準備作業.....	52
4. 1 パッケージソフトの改修	52
4. 1. 1 オンライン資格確認機能	52
4. 1. 2 薬剤情報及び特定健診情報閲覧	55
4. 1. 3 レセプト振替機能	57
4. 2 医療機関・薬局システムベンダ向け接続テスト	58
5. 導入作業.....	59
5. 1 環境設定	59
5. 1. 1 ネットワークの設定	59
5. 1. 2 端末の設定	59
5. 2 パッケージソフトの適用	60
5. 3 オンライン資格確認等を利用した運用に向けた準備	60
5. 3. 1 業務フローの見直し	60
5. 3. 2 ルール等の見直し	60
5. 3. 3 問診票等の見直し	60
5. 4 運用テスト	60
6. その他.....	62
6. 1 医療情報システムの安全管理に関するガイドラインの準拠	62

6. 2	院内/局内のセキュリティ対策の見直し	62
6. 3	オンライン請求の導入	62
6. 4	オンライン資格確認等の導入に伴う問合せ先	62

1. はじめに

1. 1 本書の趣旨

本書は、オンライン資格確認等システムの導入に当たり、オンライン資格確認等システムが提供する機能及び医療機関・薬局のシステムベンダ（レセプトコンピュータ、電子カルテシステム、調剤システム等のシステムベンダが対象）が提供しているシステムに実装いただきたい内容等（※）について記載しています。

※ 実装いただきたい内容等については、医療機関・薬局のシステム構成や運用方法等によって異なりますが、本書では、基本となる構成等を想定して記載しています。適宜、医療機関・薬局の実情を踏まえて読み替えをお願いいたします。

オンライン資格確認等システムでは、オンラインで資格情報を提供する機能（オンライン資格確認）、薬剤情報を閲覧する機能（薬剤情報閲覧）、特定健診情報を閲覧する機能（特定健診情報閲覧）、請求された診療（調剤）報酬明細書（以下「レセプト」と言う。）を適切な医療保険者等に送付する機能（レセプト振替）があります。システムベンダにおいては、これらの機能を踏まえ、医療機関・薬局の各システムに効率よく提供、連携するためのシステム改修等を行っていただくこととなります。

オンライン資格確認等を医療機関・薬局が導入するに当たっては、システムベンダの協力が不可欠であることから、本書の内容を理解いただき、医療機関・薬局における環境整備に先立って、パッケージソフトの改修等の必要な準備作業を実施願います。

なお、オンライン資格確認を行う際には、マイナンバーカードまたは健康保険証を利用しますが、本書においては、医療機関・薬局に新たに導入いただく仕組みとして、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を中心として整理しています。

図 1. 1-1 医療機関・薬局の各システムにおける改修範囲

		オンライン資格確認	薬剤情報閲覧	特定健診情報閲覧	レセプト振替
病院	医事会計システム	○			(○)
	電子カルテシステム	(○)	○	○	
診療所	レセプトコンピュータ	○			(○)
	電子カルテシステム	(○)	○	○	
薬局	レセプトコンピュータ	○			(○)
	調剤システム		○		

○：システム改修が必要/ (○)：パッケージソフトの機能範囲等よりシステム改修が必要

オンライン資格確認等システムの概要を以下に記載します。詳細は、別添 1「オンライン資格確認等システムに関する運用等の整理案」をご参照ください。

表 1. 1-2 オンライン資格確認等システムの概要

運用開始時期	令和 3 年 3 月 日 途：オンライン資格確認、特定健診情報閲覧 令和 3 年 1 0 月 日 途：薬剤情報閲覧、レセプト振替	
対象医療機関	全国の医療機関・薬局	
対象医療保険者	すべての医療保険者等 (全国健康保険協会、健康保険組合、国民健康保険組合、後期高齢者医療広域連合、共済組合、市町村国保)	
対象被保険者等	健康保険証を所持する被保険者、被扶養者 医療保険者等の加入者で利用者証明用電子証明書が格納されているマイナンバーカードを保持する被保険者、被扶養者 (※)利用に当たってはマイナンバーカードの健康保険証利用に係る初回登録が必要	
提供サービス	① オンライン資格確認機能	加入者（患者）が医療機関・薬局を受診する際、医療機関・薬局にて、加入者の資格確認を、マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書または健康保険証を用いて、オンラインで行う。
	② 薬剤情報閲覧機能	レセプトをもとに薬剤情報を管理する機能。また、加入者の同意がある場合、医療機関・薬局にて薬剤情報を閲覧できる。
	③ 特定健診情報閲覧機能	医療保険者等からの特定健診情報の報告をもとに、特定健診情報を管理する機能。また、加入者の同意がある場合、医療保険者等、医療機関にて特定健診情報を閲覧できる。 (後期広域連合の健康診査も対象。)
	④ レセプト振替機能	医療機関・薬局から審査支払機関へ提出されたレセプト情報に記載された保険者番号、個人単位被保険者番号、生年月日、算定日等を利用して、審査支払機関にて加入者の資格情報の有効性を確認し、受診日・調剤日時点の資格情報に基づいてレセプト請求先を振替・分割する。

本書の内容は、令和元年 10 月までの検討結果に基づいて医療機関・薬局のシステムベンダにおける準備事項をまとめたものであり、現在行われているオンライン資格確認等システムの設計開発事業者（支払基金が調達）の設計開発工程において、外部インターフェイス仕様書等の詳細な仕様が確定する予定です。外部インターフェイス仕様書等の情報提供について、具体的な時期は「3. 作業の全体像」に記載します。

また、医療機関・薬局向けに「健康保険証の資格確認がオンラインで可能となります～オンライン資格確認導入の手引き～【医療機関・薬局】」を作成し、周知を行います。

1. 2 技術解説書の構成と使い方

本書の構成は、以下のとおりです。必要に応じて詳細内容は別添で示します。

表 1. 2-1 本書の構成及び概要

分類	概要	
本書	医療機関・薬局の既存システムがオンライン資格確認等システムと接続するに当たり、既存システムの改修すべき内容、テスト、想定される導入作業等を記載し、システムベンダが準備作業内容を把握するための情報とする。	
別紙	1. オンライン資格確認等に係る業務フロー	医療機関・薬局におけるオンライン資格確認（新患・2回目以降等）、薬剤情報/特定健診情報閲覧に係る業務フロー
別添	1. オンライン資格確認等システムに関する運用等の整理案	オンライン資格確認等を実施するに当たり、医療保険者等の資格情報等に関することや医療機関・薬局での受付窓口の運用方法等について整理したもの
	2. レセプトのオンライン請求を行うには	レセプトのオンライン請求を始めるに当たっての必要な作業（オンライン請求ネットワーク接続方法含む）をまとめたもの（現在、支払基金・国保中央会が周知している資料）

表 1. 2-2 用語の定義

用語	内容
医療保険者等	全国健康保険協会、健康保険組合、国民健康保険組合、後期高齢者医療広域連合、市町村国保、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、及び日本私立学校振興・共済事業団の総称。
後期広域連合	後期高齢者医療広域連合を指す。
オンライン請求用電子証明書	医療機関・薬局がオンライン請求システム利用時の機関認証に用いる電子証明書。
オンライン資格確認用電子証明書	医療機関・薬局がオンライン資格確認等システム利用時の機関認証に用いる電子証明書。
資格情報	加入者情報のうち、当該加入者の加入資格、受給資格に関する項目（保険者番号、個人単位被保険者番号、資格取得日、資格喪失日等）。
J-LIS	地方公共団体情報システム機構の略称。住民基本台帳法の指定情報処理機関として、住基ネットを運営する他、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律に基づき、公的個人認証サービス（署名用認証局、利用者証明用認証局）による認証事務を実施する機関。
シリアル番号	J-LIS の認証局が各電子証明書を発行する際に一意に識別するために採番した番号。 オンライン資格確認等システムにおいて「シリアル番号」と表記する場合は利用者証明用電子証明書のシリアル番号を指す。
枝番	個人を識別可能とするため、被保険者証記号・番号（世帯単位）に付与する 2 桁の番号。
マイナンバーカード	氏名、住所、生年月日、個人番号、その者の写真、その他その者を識別する事項のうち政令で定める事項が記載されたカード。IC チップに JPKI 認証局が発行する署名用電子証明書と利用者証明用電子証明書が格納される。
利用者証明用電子証明書	インターネットを閲覧する際などに、利用者本人であることを証明するための電子証明書。マイナポータルログイン等、本人であることの認証手段として利用するもの。
汎用カードリーダー	公的個人認証サービスに対応した IC カードリーダー。
資格確認端末	オンライン請求ネットワークに接続し、オンライン資格確認等を行うための専用端末。
PIN	「Personal Identification Number」 個人を識別する番号（暗証番号）。
PIN 認証	PIN 入力を求める認証。利用者証明用電子証明書を利用するに当たり 4 桁の暗証番号が必要。

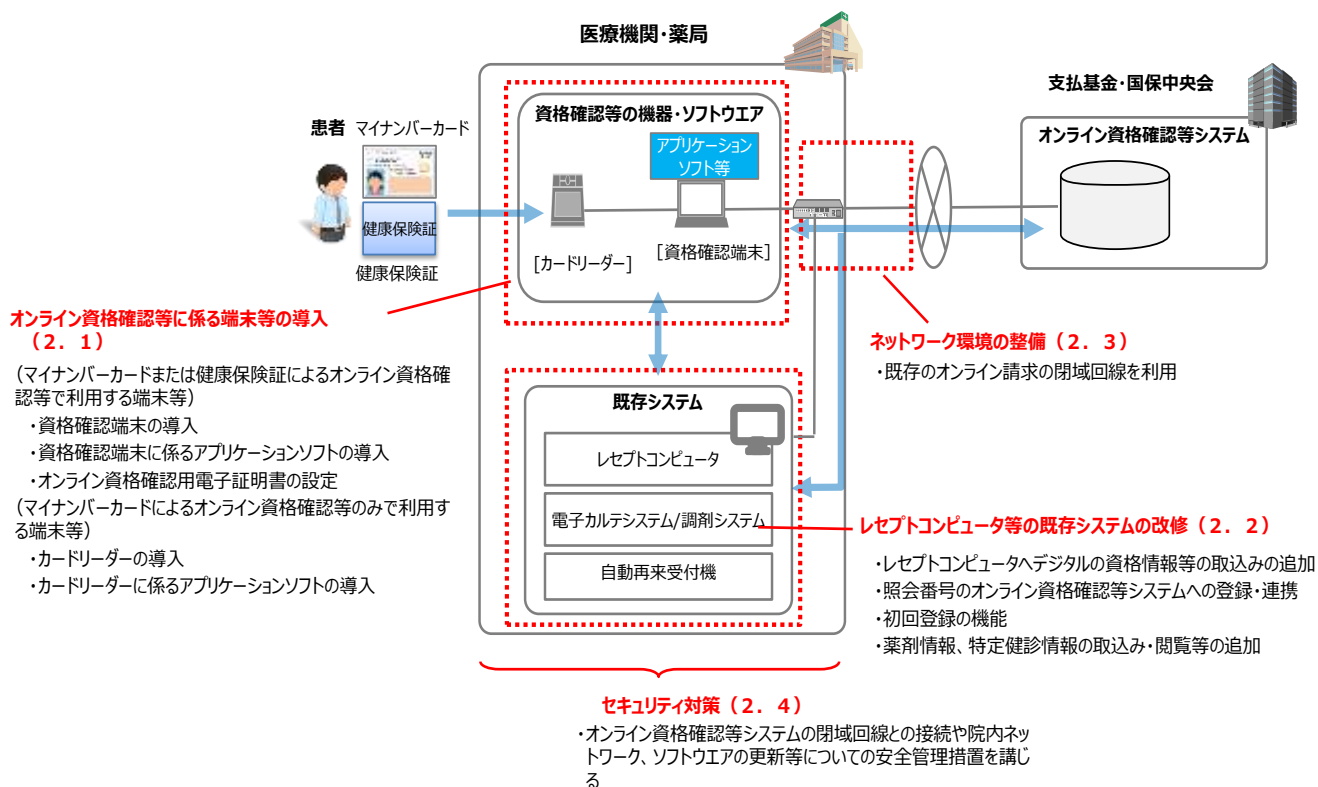
用語	内容
PIN 無し認証	PIN 入力を求めない認証。マイナンバーカードでのオンライン資格確認等では、PIN を入力しないでカードをかざすだけで利用者証明用電子証明書の読み取りを行う「PIN 無し認証」を可能としている。
マイナンバーカード処理ソフト	支払基金が提供する、マイナンバーカードを利用したオンライン資格確認等や初回登録処理を行うためのアプリケーションソフト。
オンライン資格確認等連携ソフト	支払基金が提供する、被保険者番号を利用した資格確認、照会番号の登録、薬剤情報・特定健診情報の取得等を行うためのアプリケーションソフト。
本人認証用カードリーダーソフト	カードリーダー製造ベンダが提供する、カードリーダーを利用した本人認証（マイナンバーカードの写真を利用した顔認証や PIN 入力による本人認証）等を行うためのアプリケーションソフト。
顔認証	顔によって個人を認識し、認証を行う仕組み。
顔認証付きカードリーダー	PIN 無し認証を行うに当たり、マイナンバーカードの写真データを用いて顔認証を行うカードリーダー。
支払基金	「社会保険診療報酬支払基金」の略称。国保中央会とオンライン資格確認等システムの運用主体となる団体。
国保中央会	「公益社団法人国民健康保険中央会」の略称。支払基金とオンライン資格確認等システムの運用主体となる団体。
審査支払機関	診療報酬の「審査」及び「支払」について、医療保険者等の委託を受けて実施する機関。社会保険診療報酬支払基金と 47 の国民健康保険団体連合会の総称。
個人単位被保険者番号	被保険者証記号・番号（世帯単位）に 2 桁の枝番がついた番号。
検証機関証明用電子証明書	PIN 無し認証を行うための検証機関（支払基金・国保中央会）である証明用の電子証明書。
オンライン資格確認等システム	以下のシステムの総称。 ①オンライン資格確認システム ②薬剤情報閲覧システム ③特定健診情報閲覧システム ④レセプト振替システム
オンライン資格確認等	以下のサービスの総称。 ①オンライン資格確認サービス ②薬剤情報閲覧サービス ③特定健診情報閲覧サービス ④レセプト振替サービス
照会番号	医療機関・薬局のレセプトコンピュータ等で管理されている、患者を特定する任意の番号。

用語	内容
限度額適用認定証等	以下の証の総称。 ①限度額適用認定証 ②限度額適用・標準負担額減額認定証 ③特定疾病療養受療証
システムベンダ	医療機関・薬局のシステム（レセプトコンピュータ／医事会計システム、電子カルテシステム、調剤システム）のベンダを指す。
医療機関・薬局のシステム	レセプトコンピュータ／医事会計システム、電子カルテシステム、調剤システム。

2. オンライン資格確認等システム導入による医療機関・薬局における変更点

医療機関・薬局では、オンライン資格確認等に係る端末等の導入（2. 1）、レセプトコンピュータ等の既存システムの改修（2. 2）、ネットワーク環境の整備（2. 3）、セキュリティ対策（2. 4）を講じていただく必要があります。
本章では、上記4点について、どのように変更されるかを記載します。

図 2-1 医療機関・薬局のシステムとオンライン資格確認等システムの連携イメージ



2. 1 オンライン資格確認等に係る端末等の導入

医療機関・薬局にてオンライン資格確認等システムに接続するために、端末及び関連するアプリケーションソフト等を導入していただく必要があります。

2. 1. 1 マイナンバーカード及び健康保険証によるオンライン資格確認等で利用する端末等

(1) 資格確認端末

基本的な構成として、医療機関・薬局にてオンライン資格確認等システムに接続するための端末となる資格確認端末を導入していただくことを想定しています。

(基本的な構成の詳細は、2. 3. 2「接続方式に応じたネットワーク連携のパターン」に記載します。)

資格確認端末において満たすべき要件については、令和2年5月に別途周知予定です。

(2) 資格確認端末に導入いただくオンライン資格確認等連携ソフト

被保険者番号を利用した資格確認、照会番号の登録、薬剤情報・特定健診情報の取得等を行う際に利用するアプリケーションソフトとして、オンライン資格確認等連携ソフトが支払基金より提供されます。

オンライン資格確認等連携ソフトβ版（医療・薬局システムベンダ向け接続テスト用）を令和2年6月、初版を令和2年11月に提供予定です（支払基金で開発し、ダウンロードにより無償で提供予定）。

オンライン資格確認等連携ソフトの機能は以下のとおりです。

表2. 1. 1-2 オンライン資格確認等連携ソフトの主な機能

機能	概要
被保険者番号による資格確認	資格確認ファイル（保険者番号、被保険者番号、資格確認日等を記載）を指定場所から読み取り、オンライン資格確認等システムから資格情報等を取得し、ファイルで出力する。
一括照会ファイルによる資格確認受付	予約患者等の資格確認リストファイル（保険者番号、被保険者番号等を記載）を指定場所から読み取り、オンライン資格確認等システムへ一括照会依頼を行う。オンライン資格確認等システムから受付番号を取得し、ファイルで出力する。
一括照会ファイルによる資格確認結果取得	一括照会の受付番号ファイルを指定場所から読み取り、オンライン資格確認等システムから一括照会結果を取得し、ファイルで出力する。

機能	概要
照会番号単件登録	照会番号単件登録ファイル（医療機関コード、保険者番号、被保険者番号、登録する照会番号等）を指定場所から読み取り、オンライン資格確認等システムへ登録を行う。オンライン資格確認等システムから処理結果を取得し、ファイルで出力する。
照会番号一括登録受付	照会番号一括登録ファイル（医療機関コード、保険者番号、被保険者番号、登録する照会番号等）を指定場所から読み取り、オンライン資格確認等システムへ一括登録依頼を行う。オンライン資格確認等システムから受付番号を取得し、ファイルで出力する。
照会番号一括登録結果取得	照会番号一括登録の受付番号ファイルを指定場所から読み取り、オンライン資格確認等システムから照会番号一括登録結果を取得し、ファイルで出力する。
薬剤情報の取得	薬剤情報取得依頼ファイル（保険者番号、被保険者番号等を記載）を指定場所から読み取り、オンライン資格確認等システムから薬剤情報を取得し、ファイルで出力する。 ※資格確認端末上で表示できない且つ一定時間で削除する仕組みを実装する。
特定健診情報の取得	特定健診情報取得依頼ファイル（保険者番号、被保険者番号等を記載）を指定場所から読み取り、オンライン資格確認等システムから特定健診情報を取得し、ファイルで出力する。 ※資格確認端末上で表示できない且つ一定時間で削除する仕組みを実装する。

オンライン資格確認等連携ソフトの機能の詳細については、外部インターフェイス仕様書の改版を令和2年1月中旬に別途周知予定です。

(3) オンライン資格確認用電子証明書

オンライン資格確認等システムと接続するに当たり、セキュリティ対策として機関認証を行います。オンライン資格確認等システムと直接接続する端末ごとにオンライン資格確認用電子証明書を設定いただきます。

オンライン資格確認用電子証明書の設定手順については、別途周知予定（令和2年5月）です。

なお、オンライン請求用電子証明書は、オンライン資格確認等システムで兼用することはセキュリティの観点から困難であるため、オンライン資格確認用電子証明書を別途設定いただくことになります。

2. 1. 2 マイナンバーカードによるオンライン資格確認等のみで利用する端末等

(1) カードリーダー

① 汎用カードリーダー

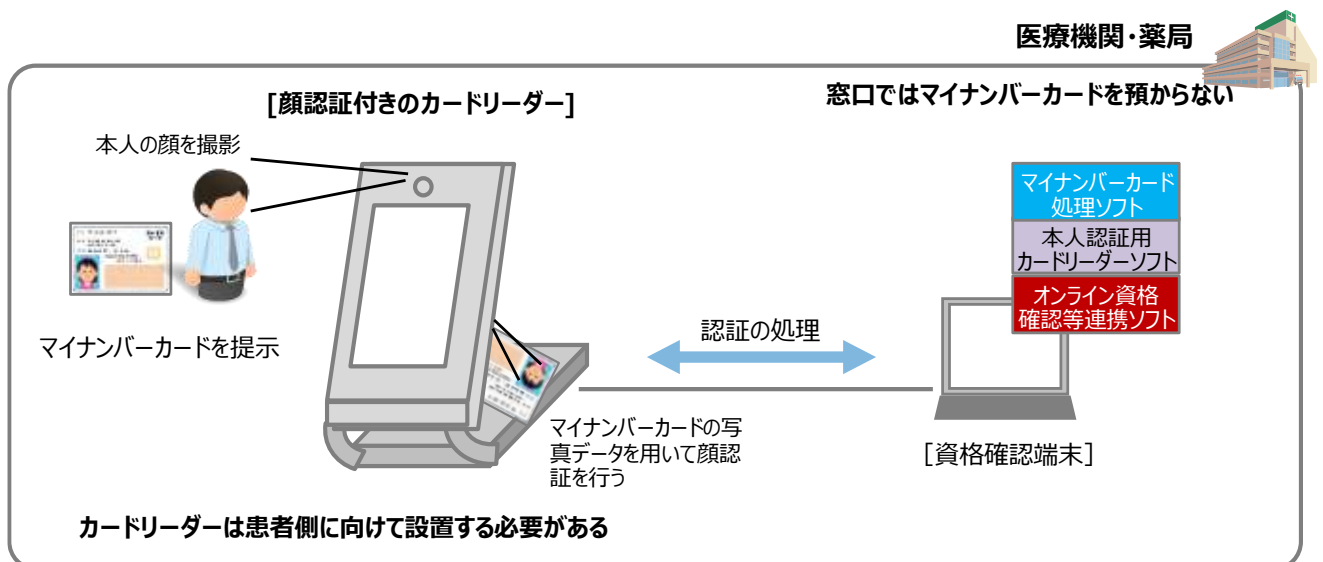
目視で顔確認を行う場合、汎用カードリーダーを導入いただく必要があります。
PIN 認証を行う場合、テンキー等を附属させ、PIN 入力に対応いただく必要があります。

② 顔認証付きカードリーダー

本人確認としてマイナンバーカードの顔写真データの確認を行う際、顔認証付きカードリーダーを導入することにより、医療機関・薬局の窓口での顔写真の確認を自動化することができます。

顔認証付きカードリーダーのイメージは以下の通りです。

図 2. 1. 2-1 顔認証付きカードリーダーのイメージ

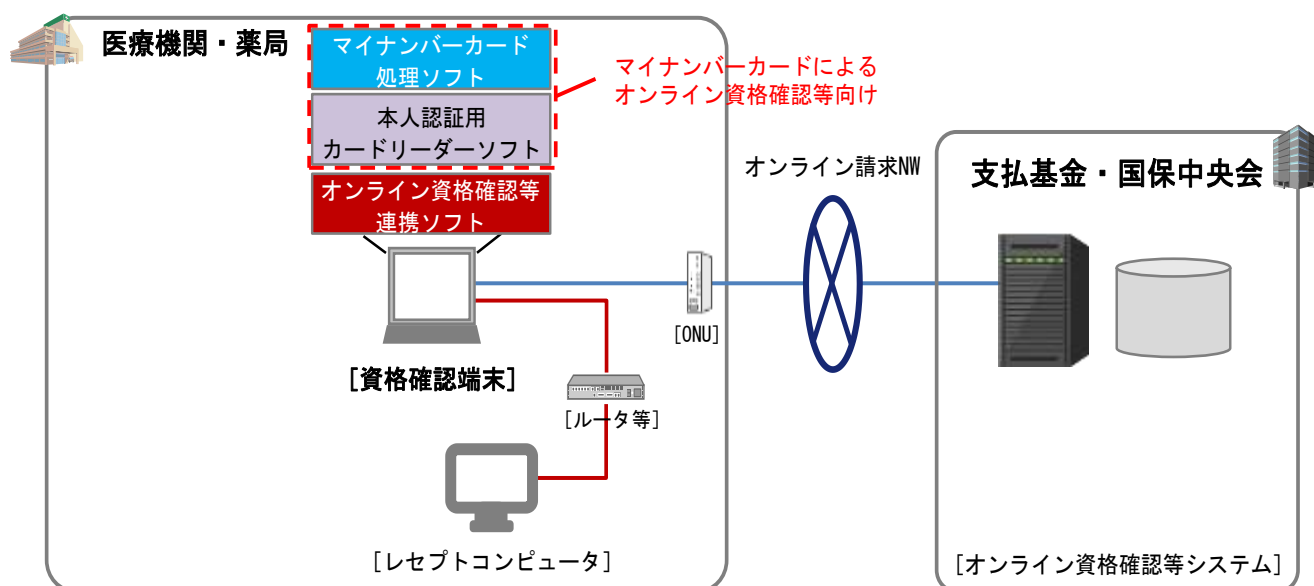


※ PIN 無し認証を行うため、カードリーダー 1 台に対し資格確認端末 1 台が必要。(カードリーダーが複数台必要な場合は、資格確認端末も複数台必要。)

(2) 資格確認端末に導入いただくアプリケーションソフト

マイナンバーカードによるオンライン資格確認等を利用するにあたり、オンライン資格確認等連携ソフトに加えて、マイナンバーカード処理ソフト、本人認証用カードリーダーソフトを導入いただく必要があります。

図 2. 1. 2-2 資格確認端末に導入するアプリケーションソフト



① マイナンバーカード処理ソフト

マイナンバーカード処理ソフトは、マイナンバーカードでの資格確認や初回登録処理を行うための処理ソフトです。

支払基金よりマイナンバーカード処理ソフトβ版（医療・薬局システムベンダ向け接続テスト用）を令和2年6月、初版を令和2年11月に提供予定です（支払基金で開発し、ダウンロードにより無償で提供予定）。

マイナンバーカード処理ソフトの機能は以下のとおりです。

表 2. 1. 2-3 マイナンバーカード処理ソフトの主な機能

機能	概要
PIN 無し認証による資格確認	特定機関認証でマイナンバーカードの IC チップから利用者証明用電子証明書を取り出し、利用者証明用電子証明書の有効性を確認。利用者証明用電子証明書が有効な場合は、利用者証明用電子証明書のシリアル番号と紐づく資格情報を取得し返却する。 ※本人認証用カードリーダーソフトでの顔照合、又は医療機関等職員による顔確認を正常に終えた後に呼び出される想定
PIN 入力による資格確認	PIN（4 桁）でマイナンバーカードの IC チップから利用者証明用電子証明書を取り出し、利用者証明用電子証明書の有効性を確認。利用者証明用電子証明書が有効な場合は、利用者証明用電子証明書のシリアル番号と紐づく資格情報を取得し返却する。 ※患者が入力した PIN（4 桁）を引数に呼び出される想定。

機能	概要
PIN 無し認証による初回登録	特定機関認証でマイナンバーカードの IC チップから利用者証明用電子証明書を取り出し、利用者証明用電子証明書の有効性を確認。利用者証明用電子証明書が有効な場合は、利用者証明用電子証明書のシリアル番号を利用し、初回登録を行う。処理が正常に完了した場合は、資格情報を返却する。 ※本人認証用カードリーダーソフトでの顔照合を正常に終えた後に呼び出される想定
PIN 入力による初回登録	PIN（4 桁）でマイナンバーカードの IC チップから利用者証明用電子証明書を取り出し、利用者証明用電子証明書の有効性を確認。利用者証明用電子証明書が有効な場合は、利用者証明用電子証明書のシリアル番号を利用し、初回登録を行う。処理が正常に完了した場合は、資格情報を返却する。 ※患者が入力した PIN（4 桁）を引数に呼び出される想定。

マイナンバーカード処理ソフトの機能の詳細については、外部インターフェース仕様書の改版を令和 2 年 1 月中旬に別途周知予定です。

② 本人認証用カードリーダーソフト

カードリーダーを利用した本人認証（マイナンバーカードの IC チップを利用した顔認証や PIN 入力による本人認証）等を行う際に利用するアプリケーションソフトとして、本人認証用カードリーダーソフトが顔認証付きカードリーダー製造ベンダより提供されます。

本人認証用カードリーダーソフトの機能（案）は以下のとおりです。

表 2. 1. 2-4 本人認証用カードリーダーソフトの主な機能（案）

機能（案）	概要
顔認証による資格確認	顔認証付きカードリーダーで患者の顔とマイナンバーカードの写真（もしくは写真データ）と認証。本人と確認できた場合は、マイナンバーカード処理ソフトの「PIN 無し認証による資格確認 API」を呼び出し資格情報を取得する。取得した資格情報は、本ソフトがレセプトコンピュータ等との連携フォルダにファイルを出力する。

機能（案）	概要
PIN 入力による資格確認	患者がカードリーダーに入力した PIN（4 桁）を利用して、マイナンバーカード処理ソフトの「PIN 入力による資格確認 API」を呼び出し資格情報を取得する。取得した資格情報は、本ソフトがレセプトコンピュータ等との連携フォルダにファイルを出力する。
顔認証による初回登録	顔認証付きカードリーダーで患者の顔とマイナンバーカードの IC チップ内の写真と認証。本人と確認できた場合は、マイナンバーカード処理ソフトの「PIN 無し認証による初回登録 API」を呼び出し初回登録を行う。初回登録の正常完了時に取得した資格情報は、本ソフトがレセプトコンピュータ等との連携フォルダにファイルを出力する。
PIN 入力による初回登録	患者がカードリーダーに入力した PIN（4 桁）を利用して、マイナンバーカード処理ソフトの「PIN 入力による初回登録 API」を呼び出し初回登録を行う。初回登録の正常完了時に取得した資格情報は、本ソフトがレセプトコンピュータ等との連携フォルダにファイルを出力する。

本人認証用カードリーダーソフトにおいて満たすべき要件については、令和 2 年 5 月に別途周知予定です。

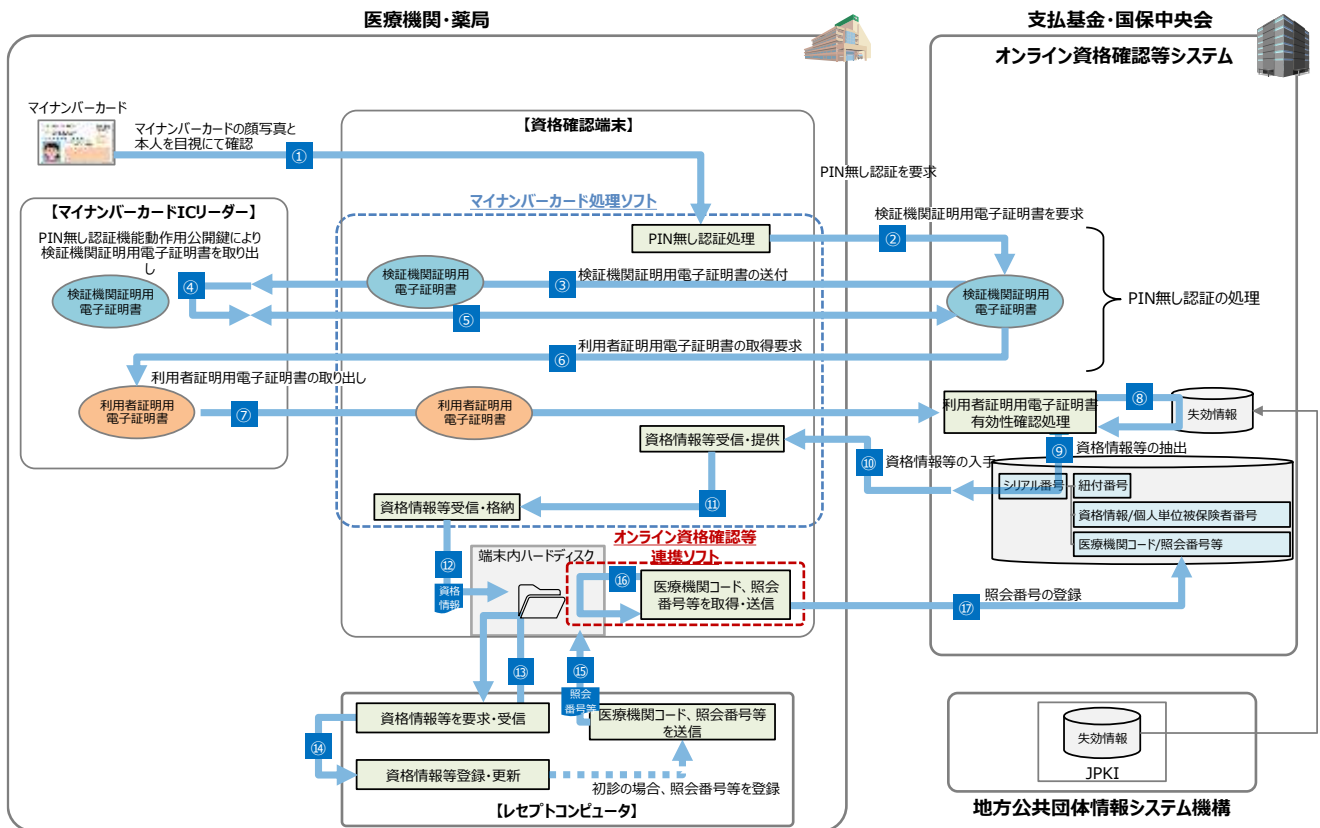
※ パッケージソフトごと又は医療機関・薬局ごとにレセプトコンピュータの仕様等が異なると想定されることから、基本的な構成を前提とした場合に想定される一例を記載している位置づけとなります。

(1) マイナンバーカードによるオンライン資格確認

顔認証付きカードリーダーによる顔認証又は窓口でのマイナンバーカードの顔写真の目視確認を行い、特定機関認証を行った後に、マイナンバーカードの IC チップ内の利用者証明用電子証明書の確認を行い、オンライン資格確認等システムに登録されている資格情報を照会します。



図 2. 2. 1-2 マイナンバーカードによるオンライン資格確認等の連携イメージ
(PIN 無し認証 (汎用カードリーダー) の場合)



② PIN 認証

患者からカードリーダーに PIN を入力いただき、マイナンバーカードの IC チップ内の利用者証明用電子証明書の確認を行い、オンライン資格確認等システムに登録されている資格情報を照会します。

図 2. 2. 1-3 マイナンバーカードによるオンライン資格確認等の連携イメージ
(PIN 認証 (顔認証付きカードリーダー) の場合)

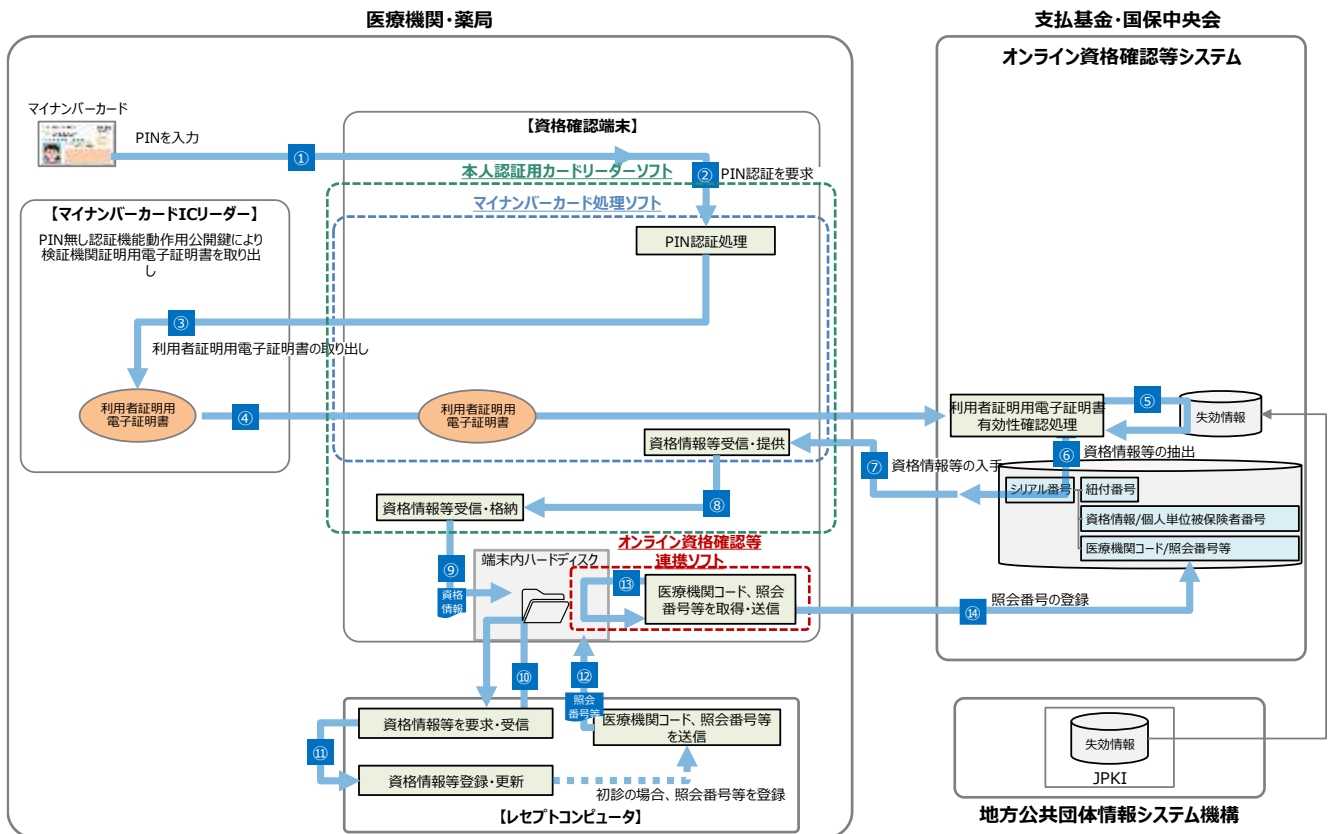
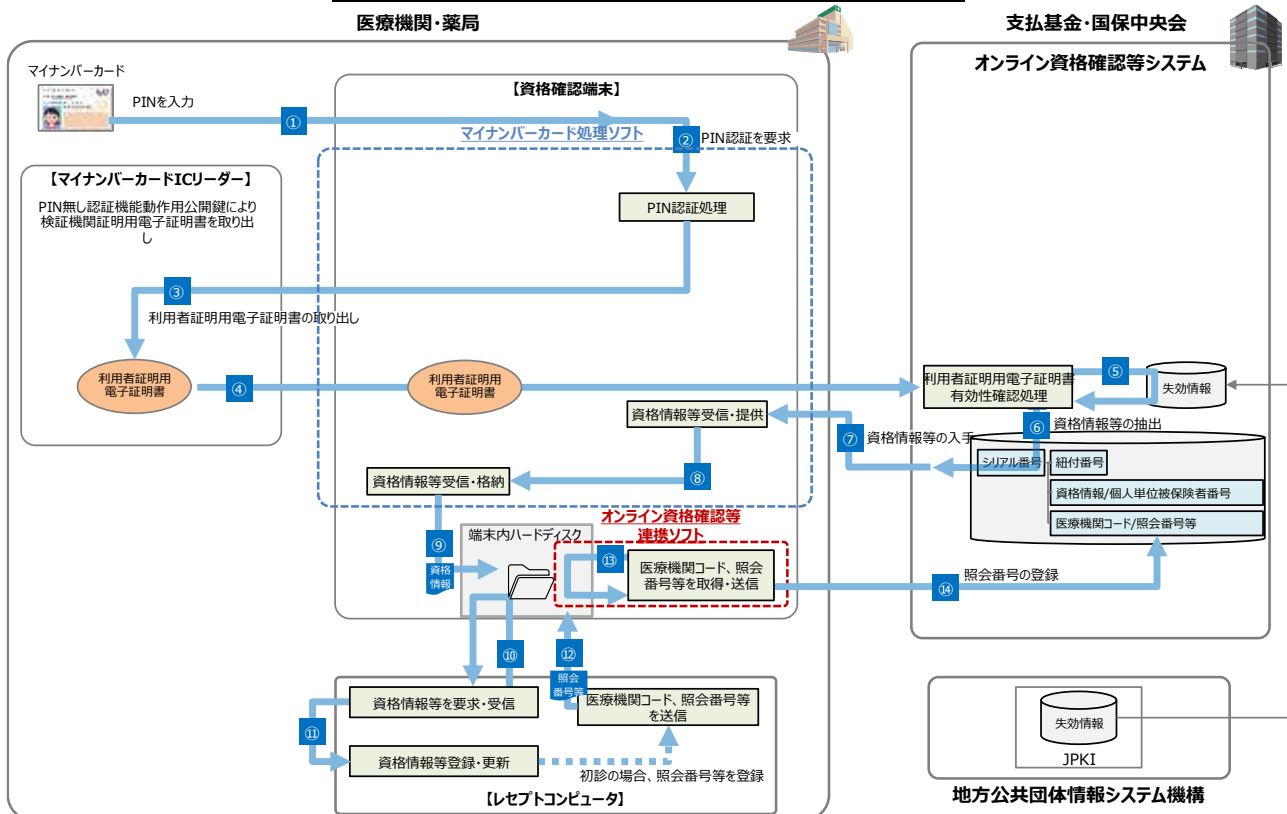


図 2. 2. 1-4 マイナンバーカードによるオンライン資格確認等の連携イメージ
(PIN 認証 (汎用カードリーダー) の場合)



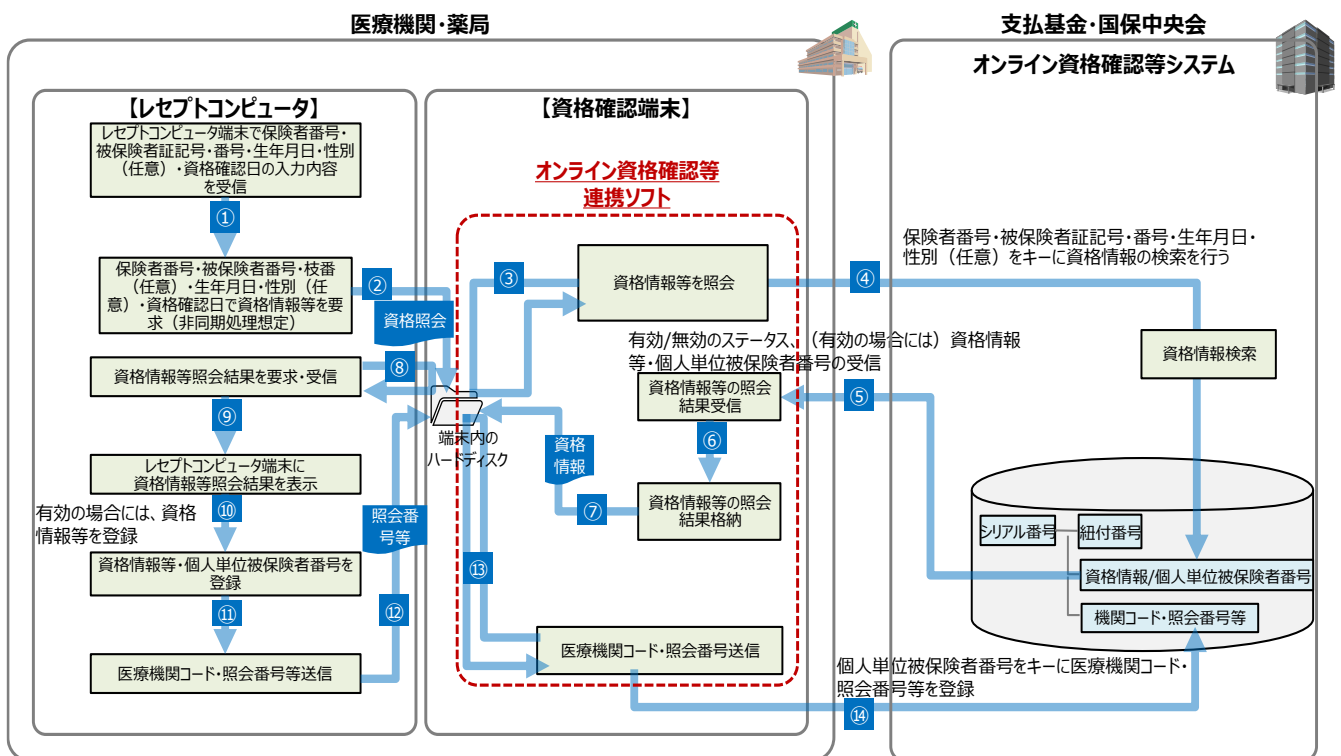
(2) 健康保険証によるオンライン資格確認

① 新患

新患時の健康保険証によるオンライン資格確認について、レセプトコンピュータにて照会情報（保険者番号、被保険者証記号・番号、枝番、生年月日、性別（任意））を入力・照会を行い、照会した資格情報等を資格確認端末に一時格納し、レセプトコンピュータから資格確認端末へ資格情報等のリクエストをして取得する流れとなります。

※ 健康保険証に枝番の記載が無い場合は、入力しなくても照会可能です。

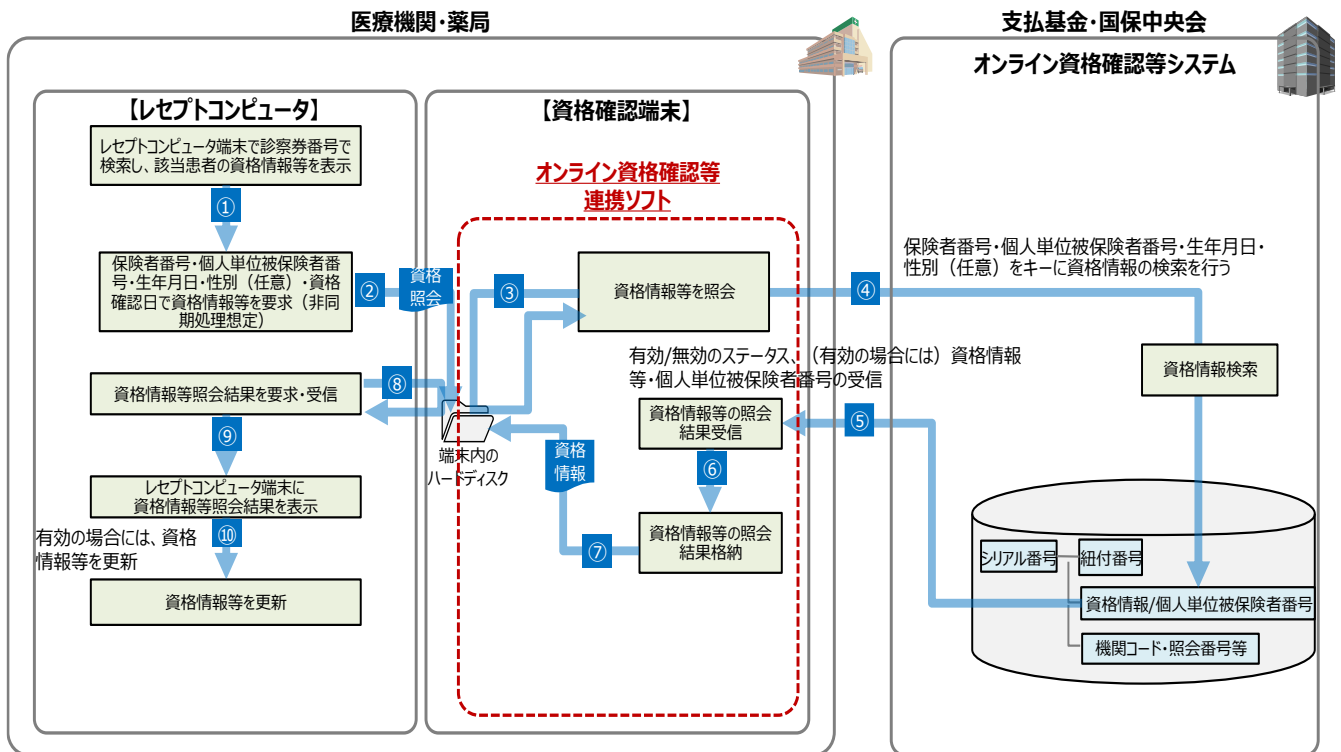
図 2. 2. 1-5 健康保険証によるオンライン資格確認等の連携イメージ（新患）



② 2回目以降

2回目以降の健康保険証によるオンライン資格確認について、レセプトコンピュータにて当該患者カルテを表示・資格情報等の照会を行い、照会した資格情報等を資格確認端末に一時格納し、レセプトコンピュータから資格確認端末へ資格情報のリクエストをして取得する流れとなります。(2回目以降の基本ケース及び限度額適用認定証等の情報取得ケースを想定。)

図 2. 2. 1-6 健康保険証によるオンライン資格確認等の連携イメージ
(2 回目以降)

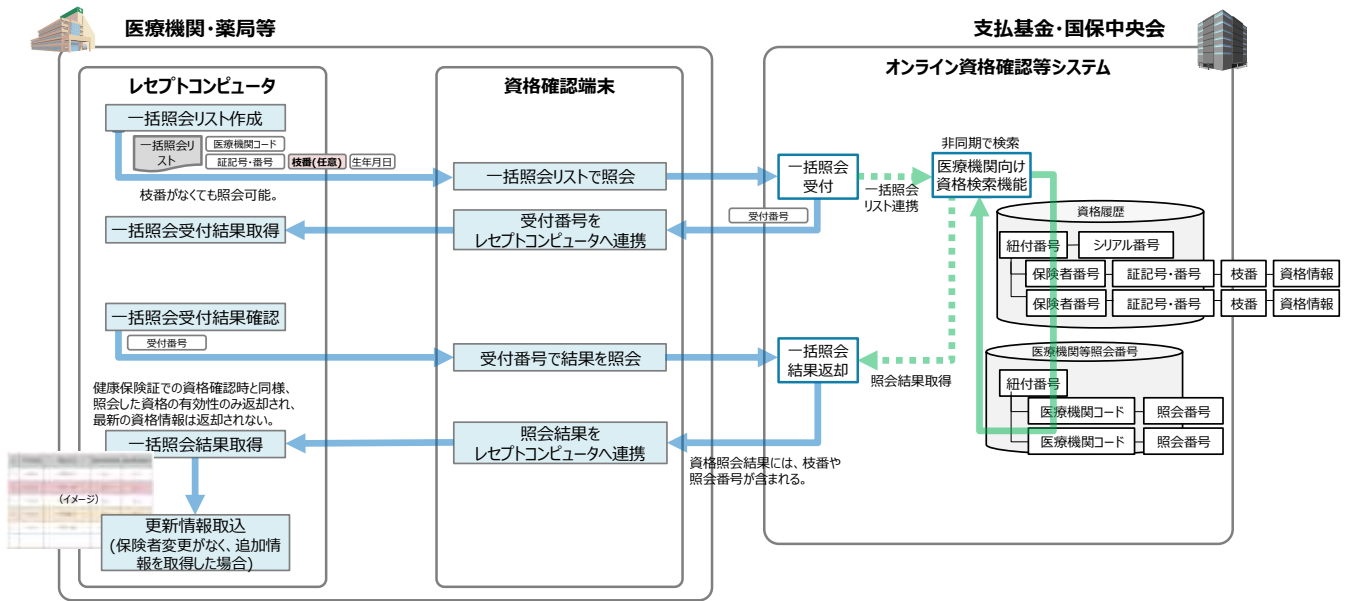


(3) 事前確認における一括照会

医療機関・薬局のレセプトコンピュータに患者の被保険者番号が既に登録されており、予約した患者の資格情報の有効性を事前に照会したい場合に、複数の患者の被保険者番号で一括して照会できる仕組みをオンライン資格確認等システムに実装します。

一括照会を実施した場合、照会した被保険者番号に対応する資格情報が有効かどうかを確認できるものであり、最新の資格情報まで提供するものではありません（予約した患者の資格が失効している場合は、受診時にマイナンバーカードまたは新しい健康保険証により患者の資格情報を確認する必要があります）。

図 2. 2. 1-7 一括照会の連携イメージ

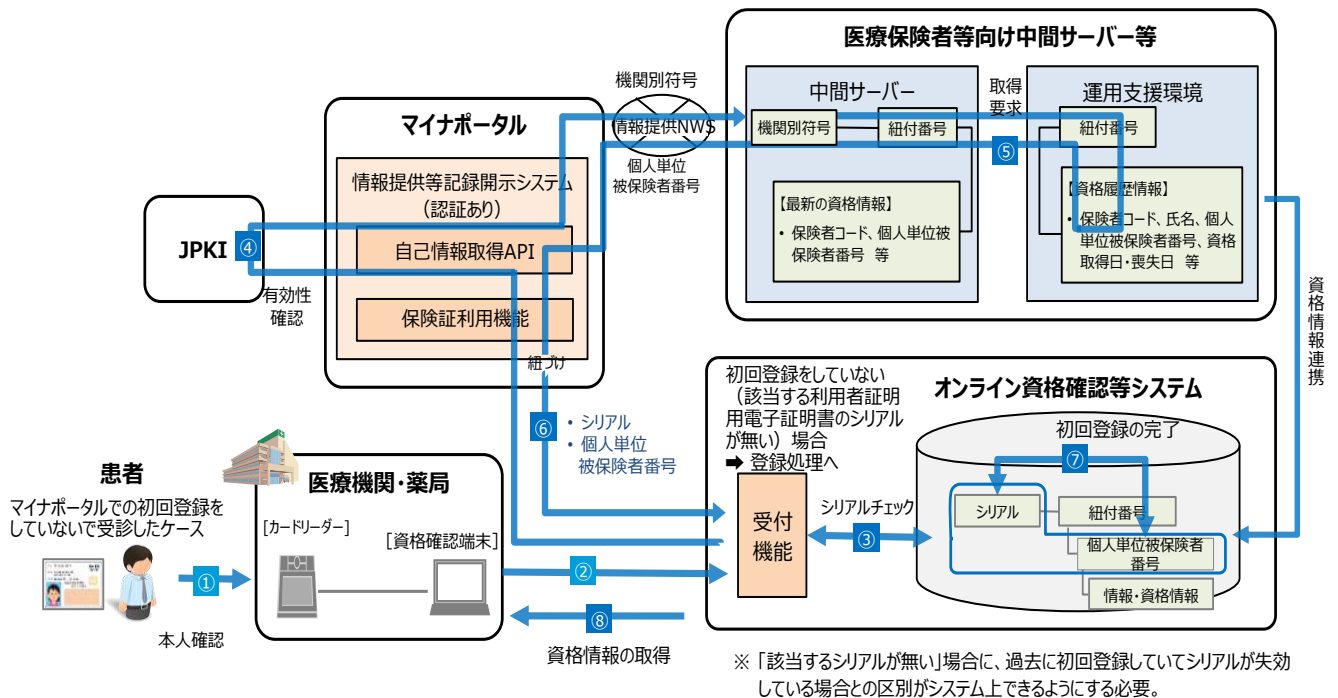


(4) 医療機関・薬局でマイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うための初回登録の連携イメージ

マイナンバーカードの健康保険証利用に当たっては、加入者がマイナポータルにアクセスして、初回登録を行う必要があります。

ただし、健康保険証利用の初回登録をしていない患者が受診した場合、顔認証付きカードリーダーによる認証またはPIN 認証を行うことにより、医療機関・薬局でも初回登録ができます。

図 2. 2. 1-8 初回登録の流れ



(5) 特記事項

① オンライン資格確認による照会結果の表示パターン

オンライン資格確認の方法により、照会結果の表示パターンが異なります。

「資格が喪失し、オンライン資格確認等システムに新しい資格が登録されていない」ケースについては、次の資格情報が登録されるまでは、資格喪失日情報を返します。マイナンバーカードでは、喪失している直近の資格情報及び資格喪失日を表示します。健康保険証では、照会した被保険者記号・番号に対応する資格情報の資格喪失日を表示します。

図 2. 2. 1-9 オンライン資格確認による照会結果の表示パターン

	資格が有効な場合	資格が喪失し、 オンライン資格確認等 システムに 新しい資格が登録されて いない場合	資格が喪失し、 オンライン資格確認等 システムに 新しい資格が登録されて いる場合
マイナンバー カード	その時点で登録されている 資格情報を表示	現時点で資格喪失である旨を 表示 (喪失している直近の資格情報を 参考情報として表示) ※検討中※	—
健康保険証	照会した被保険者記号・番号 に対応する資格情報を表示	照会した被保険者・記号番号 に対応する資格が喪失している 旨を表示	照会した被保険者・記号番号 に対応する資格が喪失しており、 新しい資格情報がある旨を表示
一括照会	照会した被保険者記号・番号 に対応する資格情報を表示	照会した被保険者・記号番号 に対応する資格が喪失している 旨を表示	照会した被保険者・記号番号 に対応する資格が喪失しており、 新しい資格情報がある旨を表示

※ 情報提供項目の詳細については、外部インターフェイス仕様書の改版を令和 2 年 1 月中旬に別途周知予定です。

② 照会番号を登録する際の仕様

患者が加入先の保険者を異動した場合、保険者番号、個人単位被保険者番号が変わるため、医療機関・薬局のレセプトコンピュータで管理されている資格情報を手作業を介さずにシステムで更新するためには、紐づけのキーが必要になります。

このため、医療機関コードと照会番号をオンライン資格確認等システムに登録し、資格確認結果と共に医療機関・薬局に送付することで、レセプトコンピュータで管理されている資格情報と紐付けできるようになります。

オンライン資格確認等システムでの照会番号は、50 文字が登録可能です。

③ 限度額適用認定証等の情報の取込

患者本人から情報閲覧の同意を得た場合、以下の情報を照会いただくことが可能になります。

図 2. 2. 1-10 限度額適用認定証等に係る取得方法

証の種類	概要	表示内容	取得方法
限度額適用 認定証	70 歳未満の者について、高額療養費制度の適用区分を表す証	適用区分	本人確認し、口頭で本人から情報を照会することに同意を得たうえで、マイナンバーカード、健康保険証のいずれでも取得可能とする
限度額適用・ 標準負担額 減額認定証	70 歳未満及び 70 歳以上の者について、高額療養費制度における低所得者であることを表す証	適用区分 (長期入院 該当年月 日)	〃
特定疾病療 養受療証	特定疾病（いわゆる 1 万円疾病）の認定を受けたことを表す証	認定疾病名 (自己負担 限度額)	マイナンバーカードによりオンライン資格確認で本人を確認し、本人が同意した場合にのみ、医療機関窓口で取得可能とする

2. 2. 2 薬剤情報・特定健診情報の閲覧

薬剤情報・特定健診情報の閲覧に際しては、同意意思を明示的に確認した上でマイナンバーカードによる本人確認を行い、患者本人からの同意有無・同意日をオンライン資格確認等システムで管理します。

電子カルテシステム/調剤システムにて薬剤情報/特定健診情報を要求でき、同意が有る且つ同意日が照会当日の場合、照会した薬剤情報/特定健診情報を資格確認端末に一時格納し、電子カルテシステム/調剤システムから資格確認端末へ薬剤情報/特定健診情報のリクエストをして取得する流れとなります。

また、資格確認端末上では、薬剤情報/特定健診情報は表示できない仕組みとします。電子カルテ/調剤システムでは、導入済みの仕組み（アクセス制限）により、有資格者等のみが取得できることをシステム上で担保する必要があります。

図 2. 2. 2-1 薬剤情報/特定健診情報を安全に閲覧するための考え方

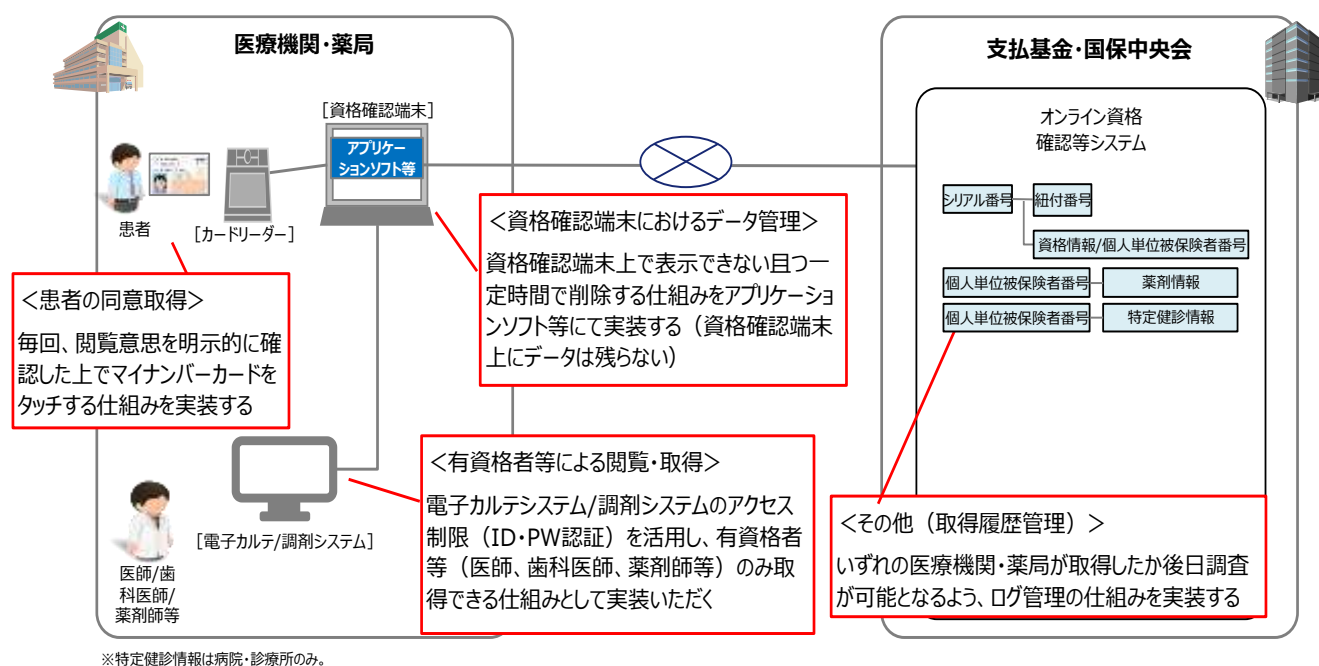


図 2. 2. 2-2 電子カルテシステム/調剤システム端末にて薬剤情報/特定健診情報閲覧を行う連携イメージ (PIN 無し認証の場合)

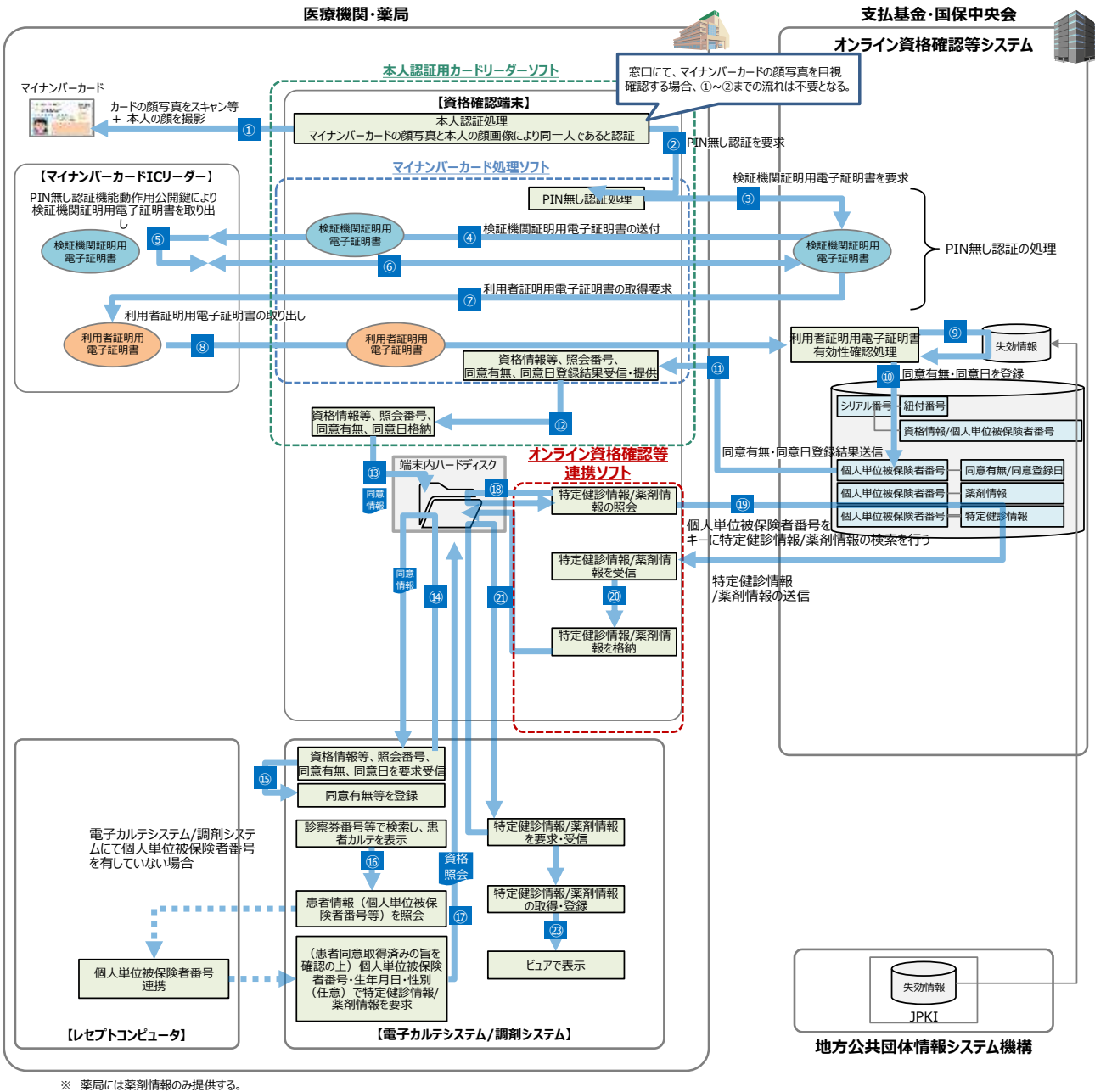
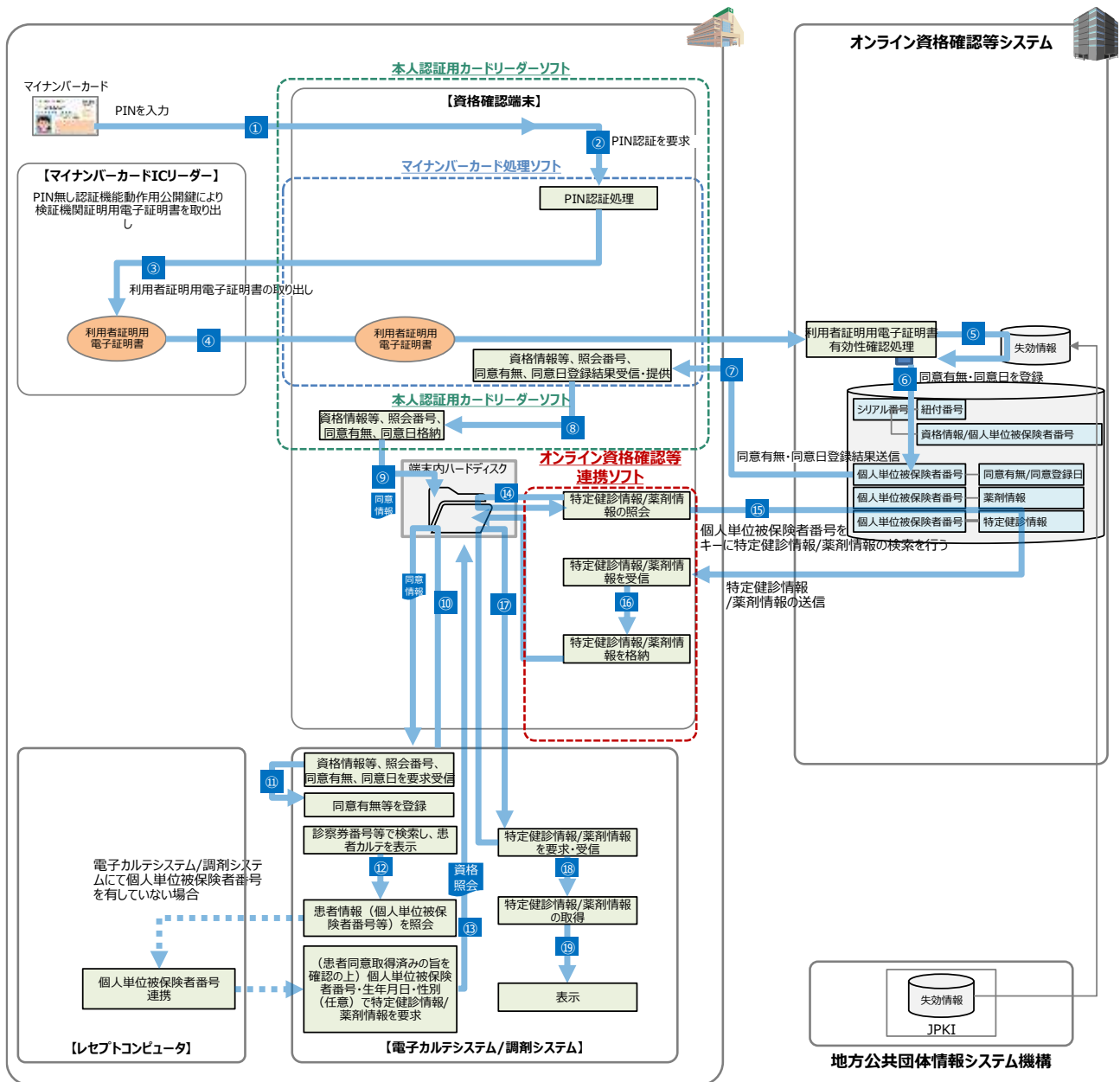


図 2. 2. 2-3 電子カルテシステム/調剤システム端末にて薬剤情報/特定健診情報閲覧を行う連携イメージ (PIN 認証の場合)



※ 薬局には薬剤情報のみ提供する。

2. 2. 3 レセプト振替

レセプト振替については、旧医療保険者等の資格で請求されたレセプトを、審査支払機関で振替処理を行った場合、新資格へ振り替えた結果及び新資格が確認できなかった情報を、増減点通知と同様の仕組みで連携します。

2. 2. 4 共通補足

(1) ファイル形式

薬剤情報は XML 形式/PDF 形式、特定健診情報は XML 形式/PDF 形式、資格情報は XML 形式で連携されます。薬剤情報/特定健診情報について、システムベンダにて医療機関・薬局のニーズを踏まえて選択できるように提供します。なお、各ファイル形式においては、以下の様式を参考として外部インターフェイス仕様を定義予定です。

※ レセプト振替情報は、審査支払機関から通知される内容をご確認ください。

図 2. 2. 4-1 ファイル形式及び参考とする様式

情報項目	ファイル形式	参考とする様式
薬剤情報	XML	電子処方箋CDA記述仕様 【厚生労働省】
	PDF	—
特定健診情報	XML	特定健康診査・特定保健指導の電子的な標準様式 【厚生労働省】
	PDF	—
資格情報	XML	—

(2) 文字コード

オンライン資格確認等システムから連携される情報の文字コードについて、Unicode (ISO/IEC 10646:2017) を使用します。

オンライン資格確認等システム（マイナンバーカード処理ソフト・オンライン資格確認等連携ソフト含む）で取り扱う文字のエンコーディングは、Unicode (ISO/IEC 10646:2017) であることから、必要に応じてレセプトコンピュータ等で変換が必要となります。

※ なお、シフト JIS を選択できるようにするか、検討中です。検討結果については、外部インターフェイス仕様書の改版を令和 2 年 1 月中旬に別途周知予定です。

(3) レスポンスタイム

レスポンスタイムについて、資格確認端末が資格確認の要求を取得してから照会結果を取得するまで3～7秒の想定です。薬剤情報/特定健診情報についても情報の要求を取得してから照会結果を取得するまで3～7秒の想定です。

※ 医療機関・薬局とオンライン資格確認等システム間の回線の帯域やレセプトコンピュータ等と資格確認端末の連携方式により異なります。

2. 3 ネットワーク環境の整備

オンライン資格確認等の利用を踏まえた基本的な構成として、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5版」に準拠するため、施設内のルータを経由して異なる施設間を結ぶVPNの間で送受信ができないように経路設定するために資格確認端末を設置する構成を想定します。

また、オンライン資格確認等システムからレセプトコンピュータ等へのアクセスを制限するため、資格確認端末からオンライン資格確認等システムに対してリクエストを投げて資格情報/薬剤情報/特定健診情報等を取得した上で、レセプトコンピュータ等から資格確認端末に対してリクエストを投げて当該情報を取得する仕組みを想定します。この仕組みにより、万が一資格確認端末がウイルス感染された場合における院内/局内への影響/リスクが軽減されます。また、外部への情報漏洩のリスクも軽減されます。

図 2. 3-1 ネットワーク連携の考え方

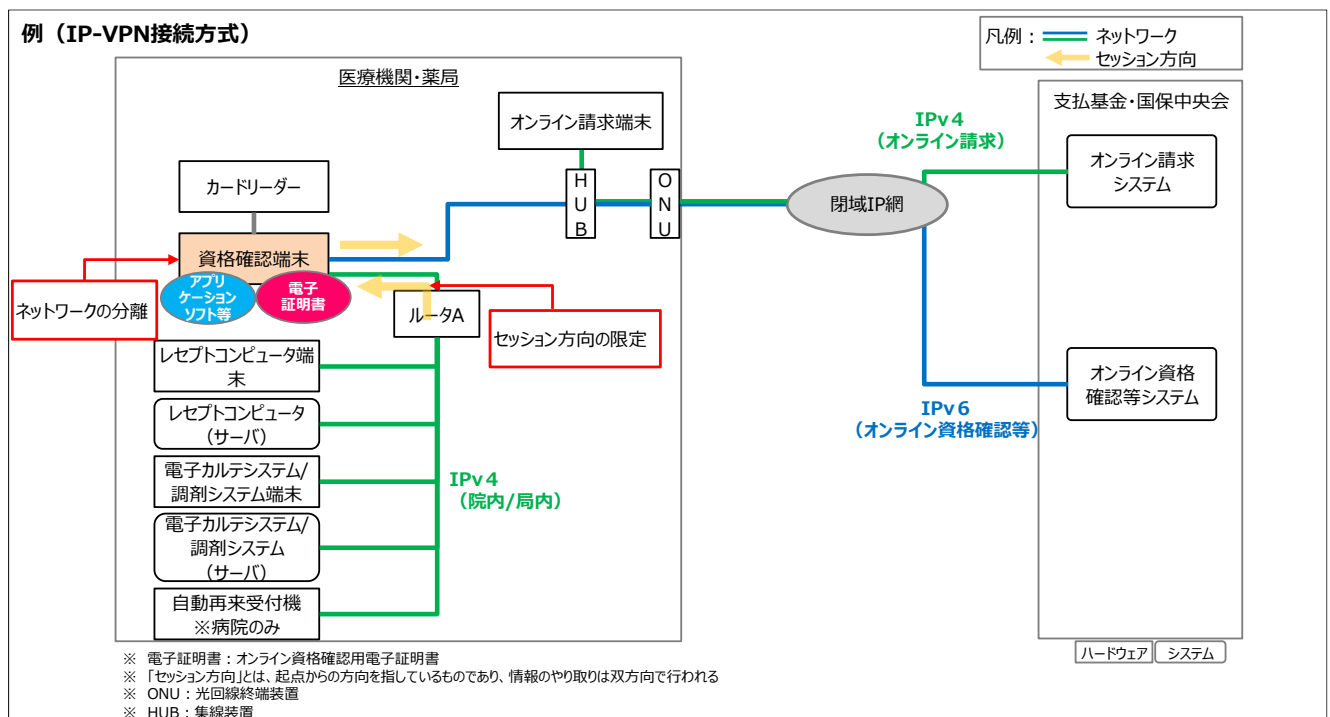
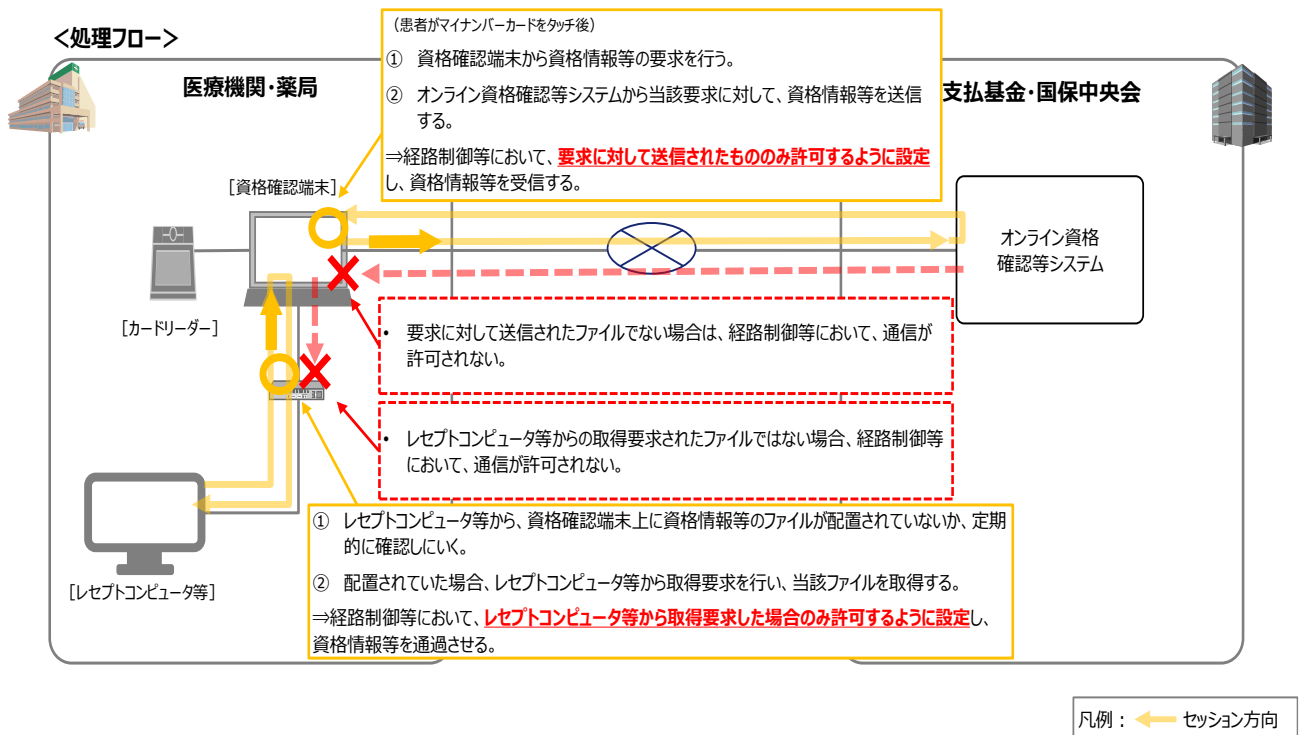


図 2. 3 - 2 補足 セッション方向の限定



2. 3. 1 オンライン資格確認等に用いる回線の仕様

現在、レセプトのオンライン請求で実績のあるオンライン請求ネットワークは、医療保険者等、医療機関・薬局が利用するネットワーク提供事業者において閉域の接続を確保するとともに、接続端末において支払基金が予め発行したオンライン請求用電子証明書による認証を確保することで、インターネットから分離された安全な接続環境を構築されています。

また、現在の導入実績として、ほぼ 100%の病院と薬局、6 割以上の医科診療所がオンライン請求を利用している現状を踏まえ、既存のオンライン請求のインフラを活用することとしています。

なお、医療機関・薬局における現状のオンライン請求ネットワークの接続方式及び導入後の接続方式は以下のとおりです。ISDN のダイヤルアップ接続方式は令和 6 年 1 月にサービス停止となるため、IP-VPN 接続方式若しくは IPsec+IKE 接続方式へ移行してください。

図 2. 3. 1-1 オンライン請求ネットワークの現状及び導入後の接続方式

現状	導入後想定
IP-VPN接続方式	IP-VPN接続方式
IPsec+IKE接続方式	IPsec+IKE接続方式
ISDNのダイヤルアップ接続方式	

2. 3. 2 接続方式に応じたネットワーク連携のパターン

医療機関・薬局とオンライン資格確認等システムを接続するためのネットワーク連携について、以下に記載します。なお、記載内容については、一般的に想定される例を示しているものであり、医療機関・薬局の実情に応じて適宜ご判断ください。

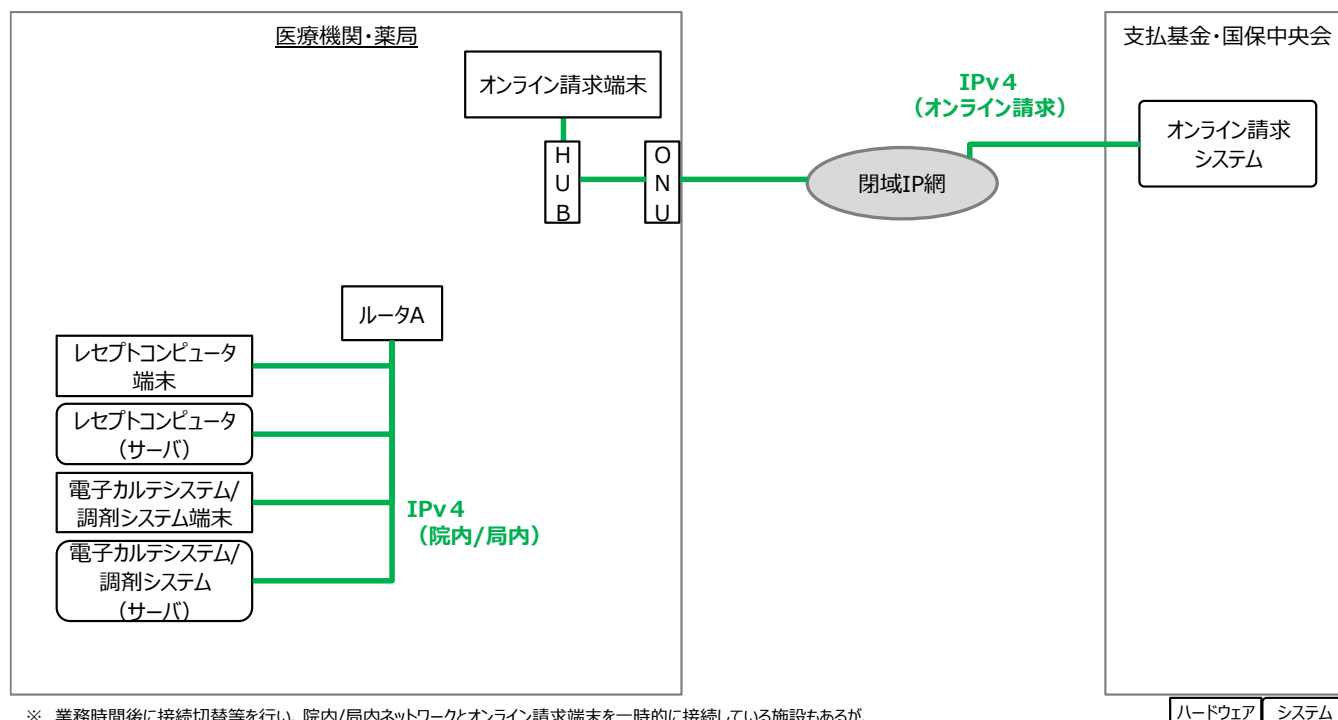
(1) IP-VPN 接続方式

IP-VPN 接続方式では、IPv 4（オンライン請求）と IPv 6（オンライン資格確認等）併用での接続方式となります。

○ 代表的な現状

医療機関・薬局における現状のネットワーク連携は、概ね以下のとおりと想定しています。（左下の医療機関・薬局内の端末有無等は、各施設によって異なる想定です）

図 2. 3. 2-1 代表的な現状

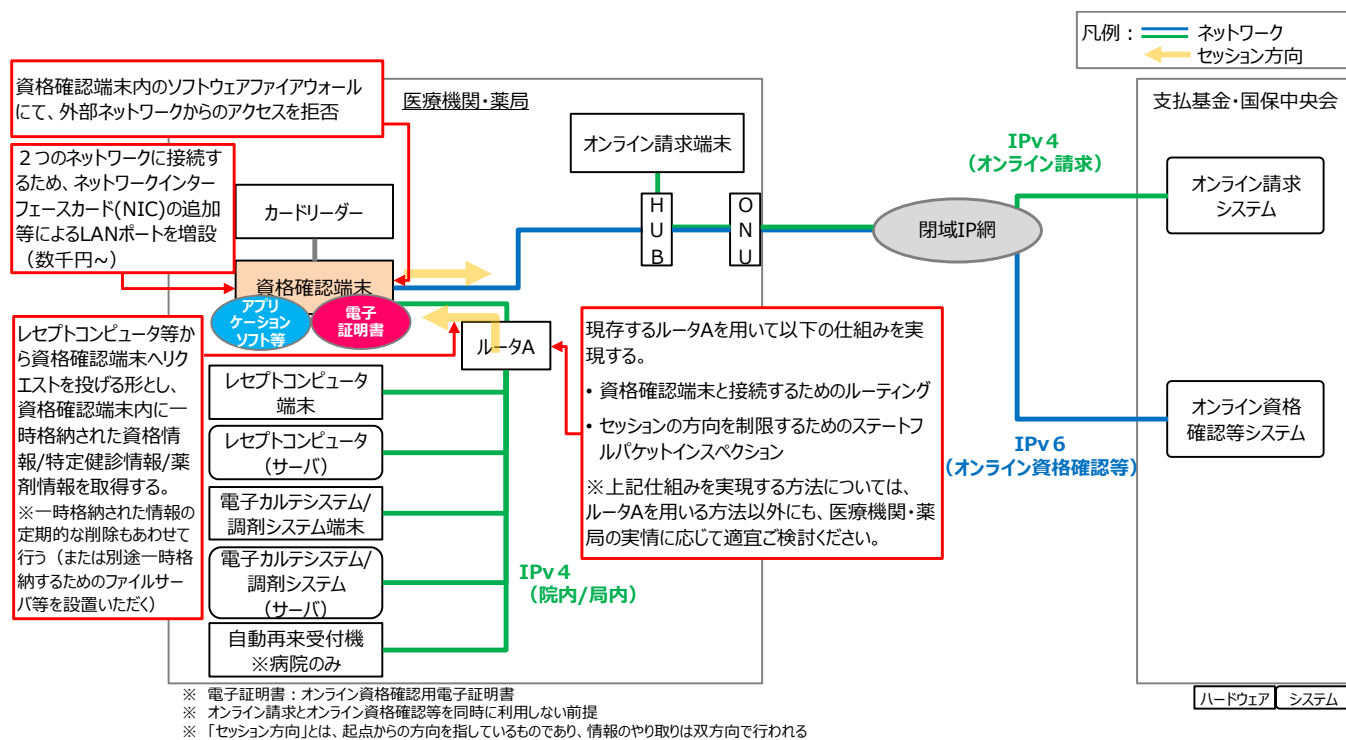


- ※ 業務時間後に接続切替等を行い、院内/局内ネットワークとオンライン請求端末を一時的に接続している施設もあるが、本連携図では業務時間中の切り離されている状態の代表例として記載。
- ※ ルータAについては医療機関・薬局によってHUBを用いているケースが想定される。また、HUBについてもルータとなる場合が想定される。

○ 基本的な構成（資格確認端末が1台のケース）

前述のネットワーク連携の考え方に沿った基本的な構成例は、以下のとおりです。主に、小規模の病院、医科診療所、歯科診療所、薬局等を想定しています。

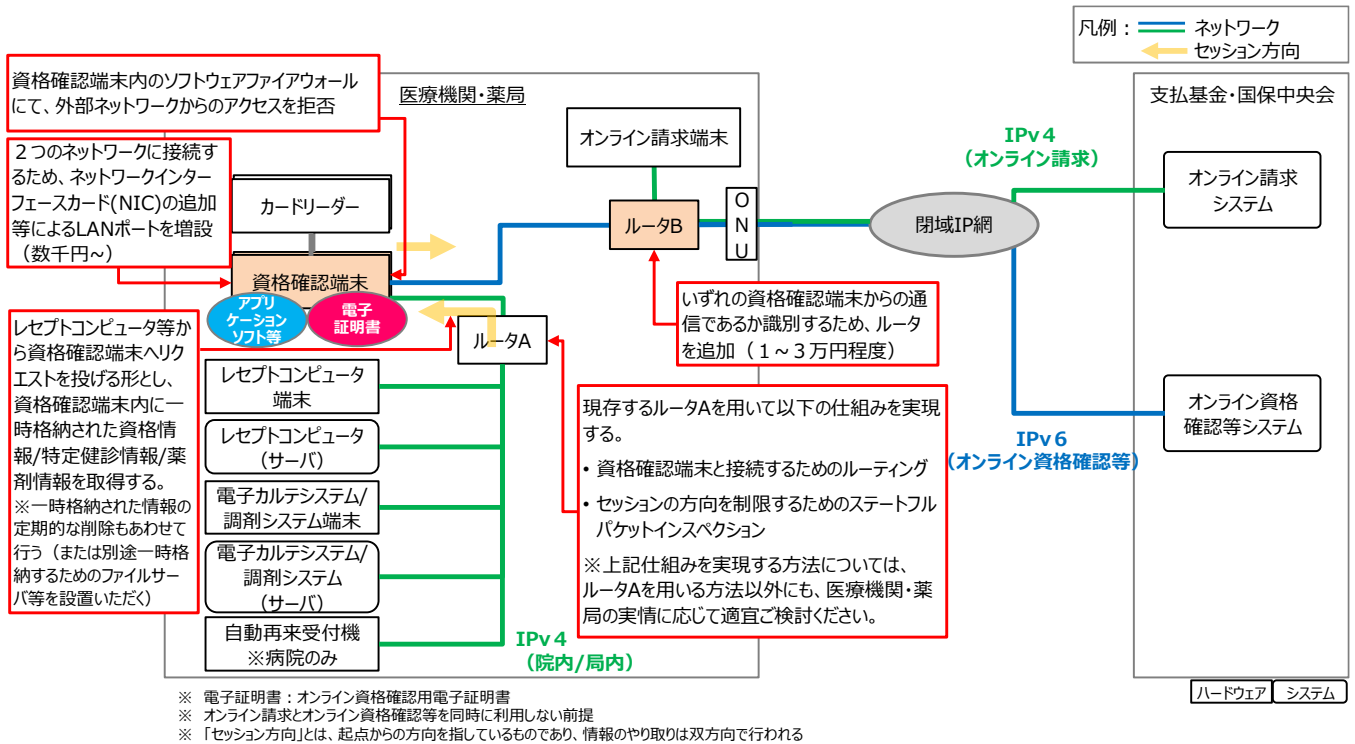
図 2. 3. 2-2 基本的な構成例（資格確認端末が1台のケース）



○ 基本的な構成例（資格確認端末が複数台のケース）

資格確認端末を複数台接続する場合の構成例は、以下のとおりです。主に、中規模以上の病院等を想定しています。

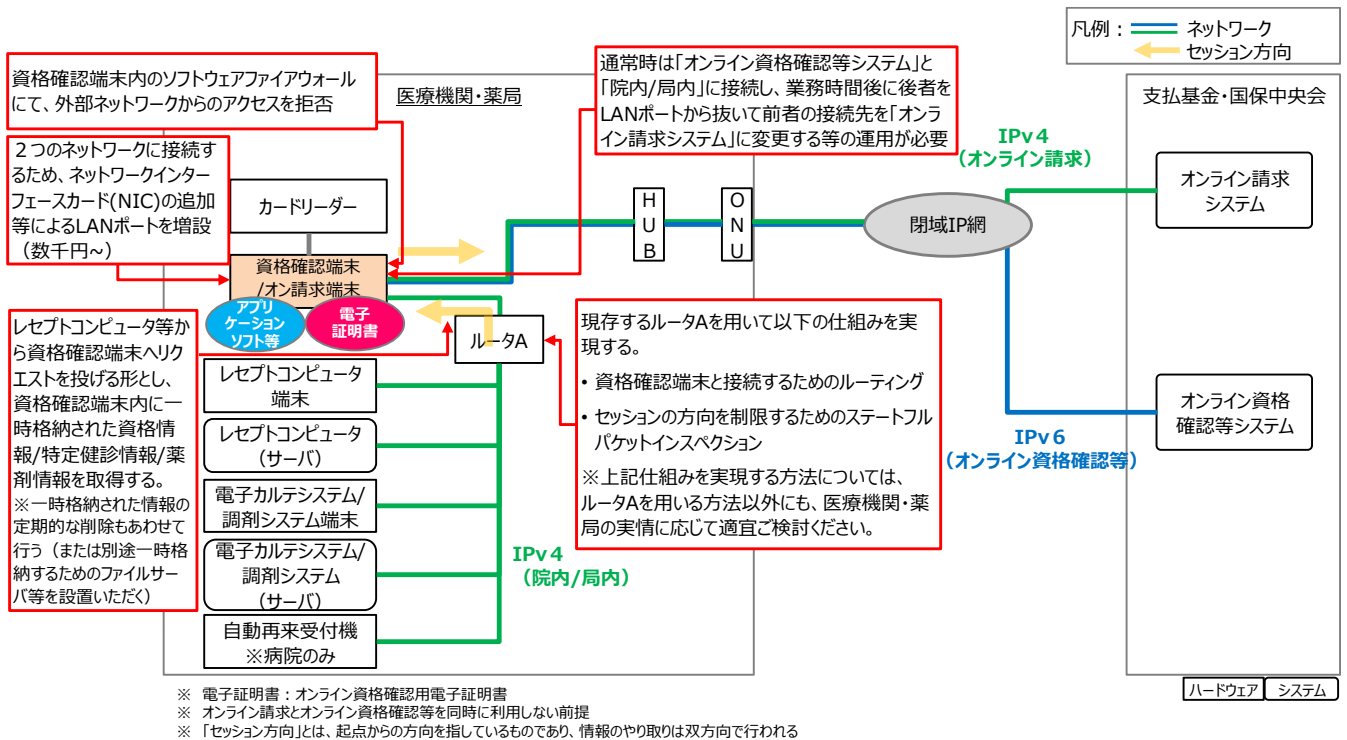
図 2. 3. 2-3 基本的な構成例（資格確認端末が複数台のケース）



○ オンライン請求未対応の施設がオンライン請求と併せて開始する場合の構成例

オンライン請求未対応の施設がオンライン資格確認等とオンライン請求と併せて開始する場合、資格確認端末とオンライン請求端末を兼用とすることで、新規購入する端末数を削減でき、円滑な導入につながる効果が期待できます。

図 2. 3. 2-4 オンライン請求未対応の施設がオンライン請求と併せて開始する場合の構成例



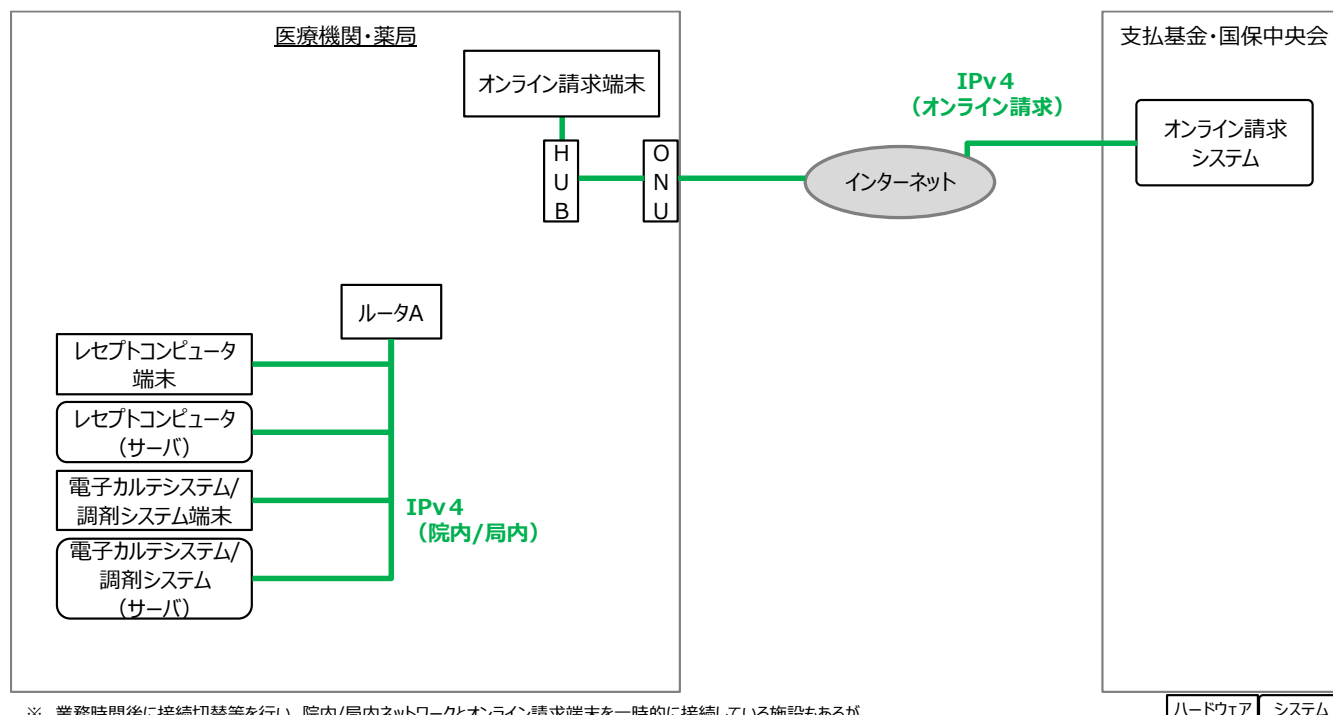
(2) IPsec+IKE 接続方式

IPsec+IKE 接続方式では、既存と同様 IPv 4 での接続方式となります。

○ 代表的な現状

医療機関・薬局における現状のネットワーク連携は、概ね以下のとおりと想定しています。(左下の医療機関・薬局内の端末有無等は、各施設によって異なる想定です)

図 2. 3. 2-5 代表的な現状

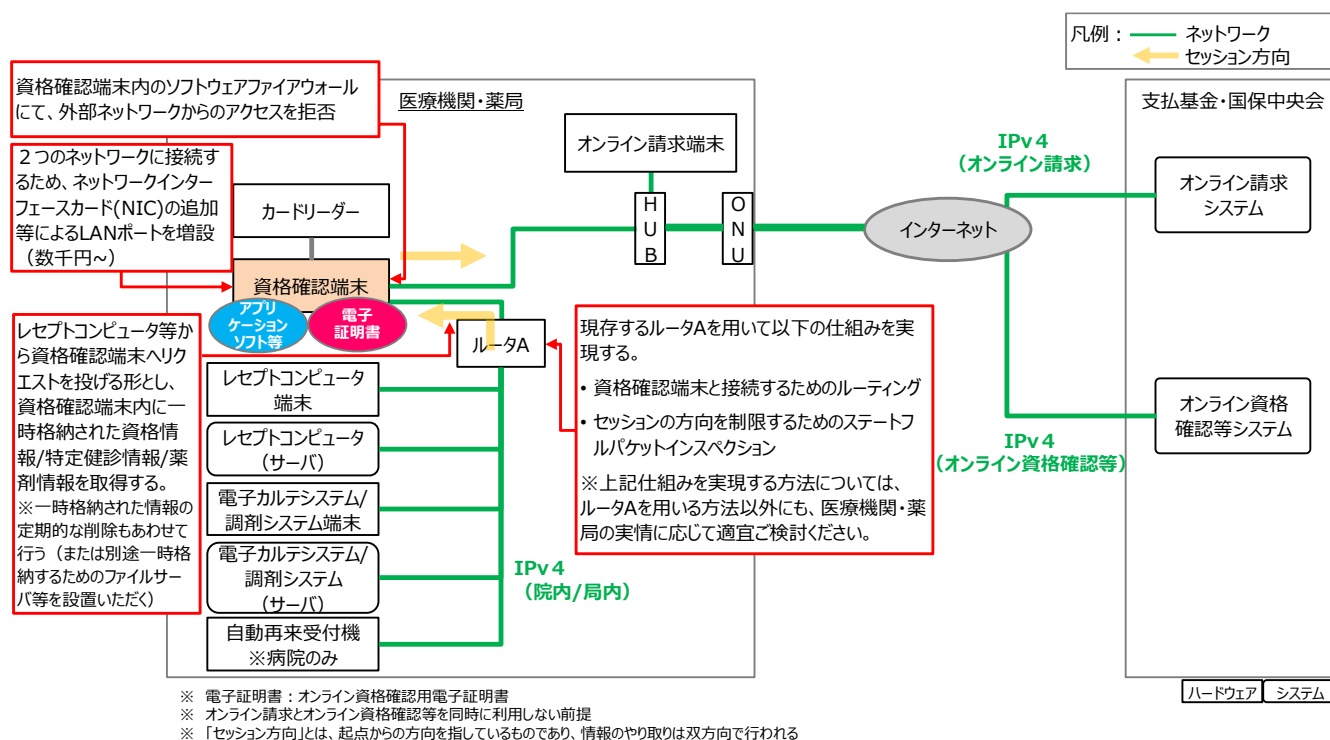


※ 業務時間後に接続切替等を行い、院内/局内ネットワークとオンライン請求端末を一時的に接続している施設もあるが、本連携図では業務時間中の切り離されている状態の代表例として記載。

※ ルータAについては医療機関・薬局によってHUBを用いているケースが想定される。また、HUBについてもルータとなる場合が想定される。

前述のネットワーク連携の考え方に沿った基本的な構成例は、以下のとおりです。主に、小規模の病院、医科診療所、歯科診療所、薬局等を想定しています。

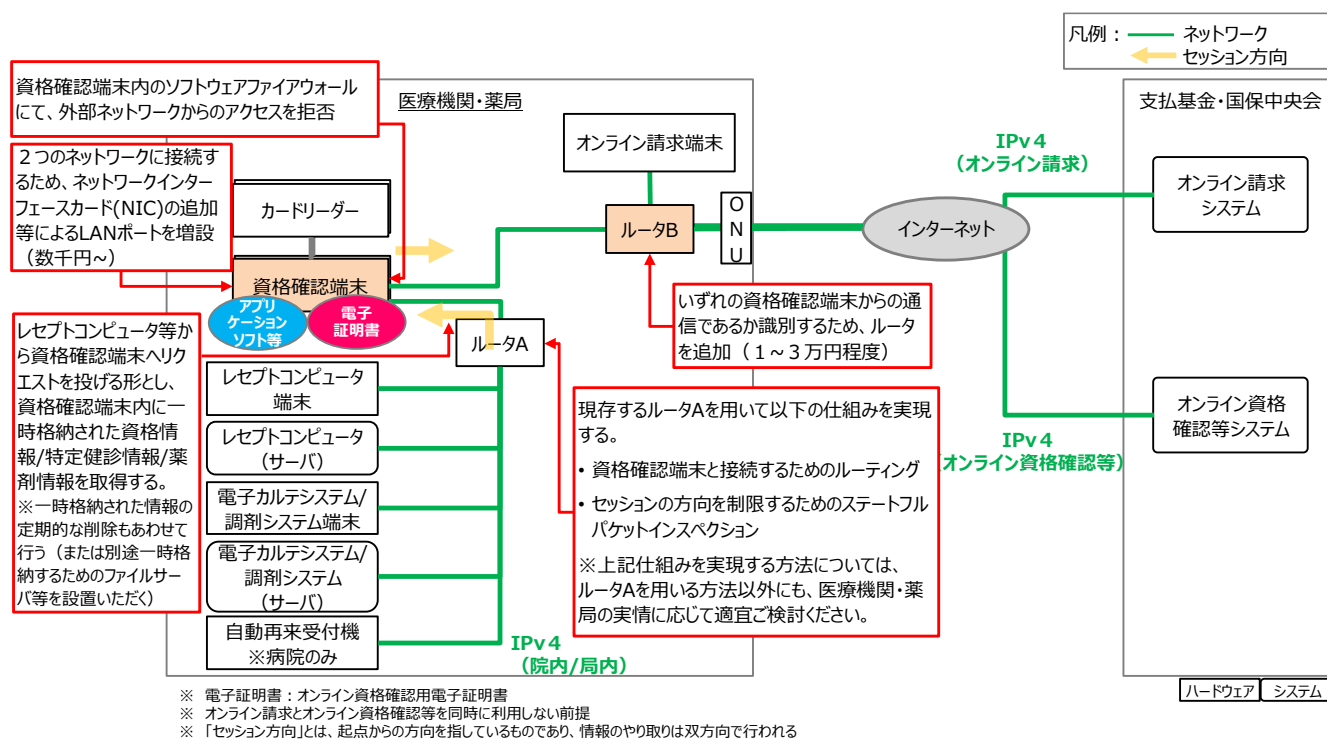
図 2. 3. 2-6 基本的な構成例（資格確認端末が 1 台のケース）



○ 基本的な構成例（資格確認端末が複数台のケース）

資格確認端末を複数台接続する場合の構成例は、以下のとおりです。主に、中規模以上の病院等を想定しています。

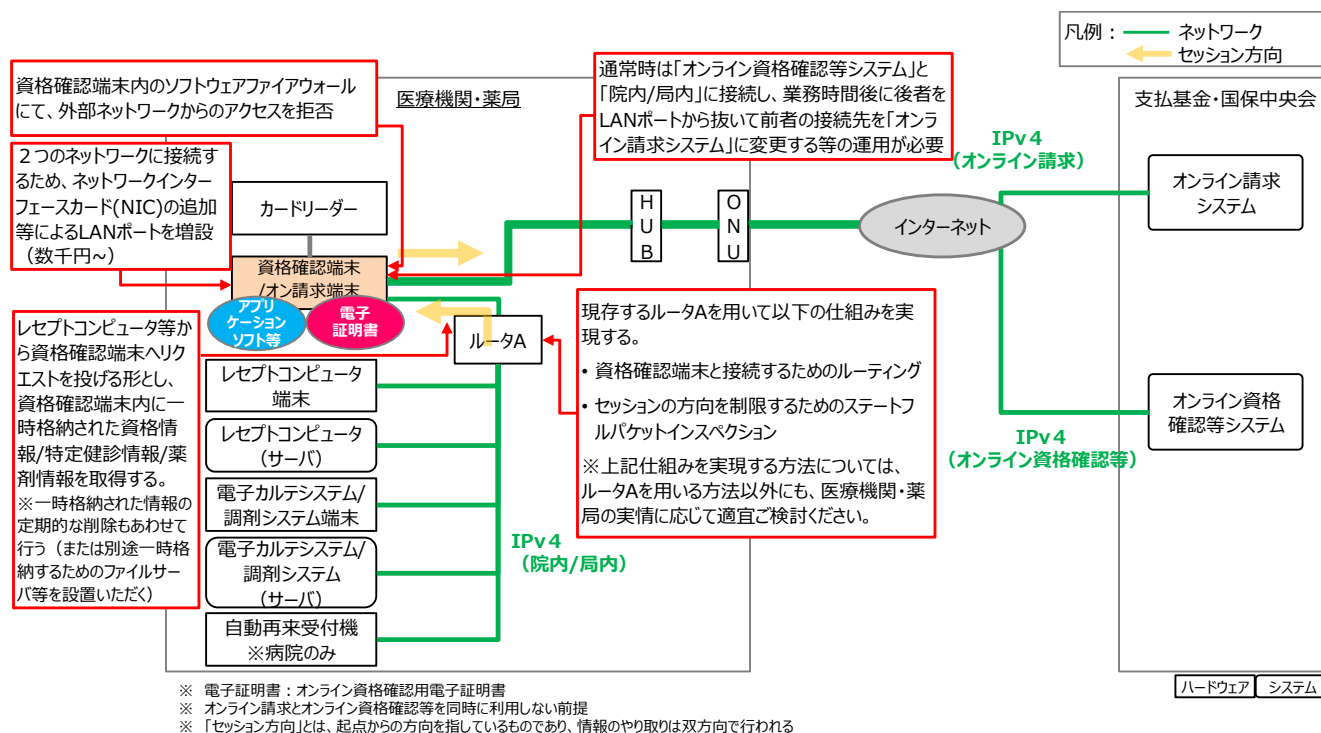
図 2. 3. 2-7 基本的な構成例（資格確認端末が複数台のケース）



○ オンライン請求未対応の施設がオンライン請求と併せて開始する場合の構成例

オンライン請求未対応の施設がオンライン資格確認等とオンライン請求と併せて開始する場合、資格確認端末とオンライン請求端末を兼用とすることで、新規購入する端末数を削減でき、円滑な導入につながる効果が期待できます。

図 2. 3. 2-8 オンライン請求未対応の施設がオン請求と併せて開始する場合の構成例



2. 3. 3 共通補足

(1) オンライン請求ネットワーク導入方法

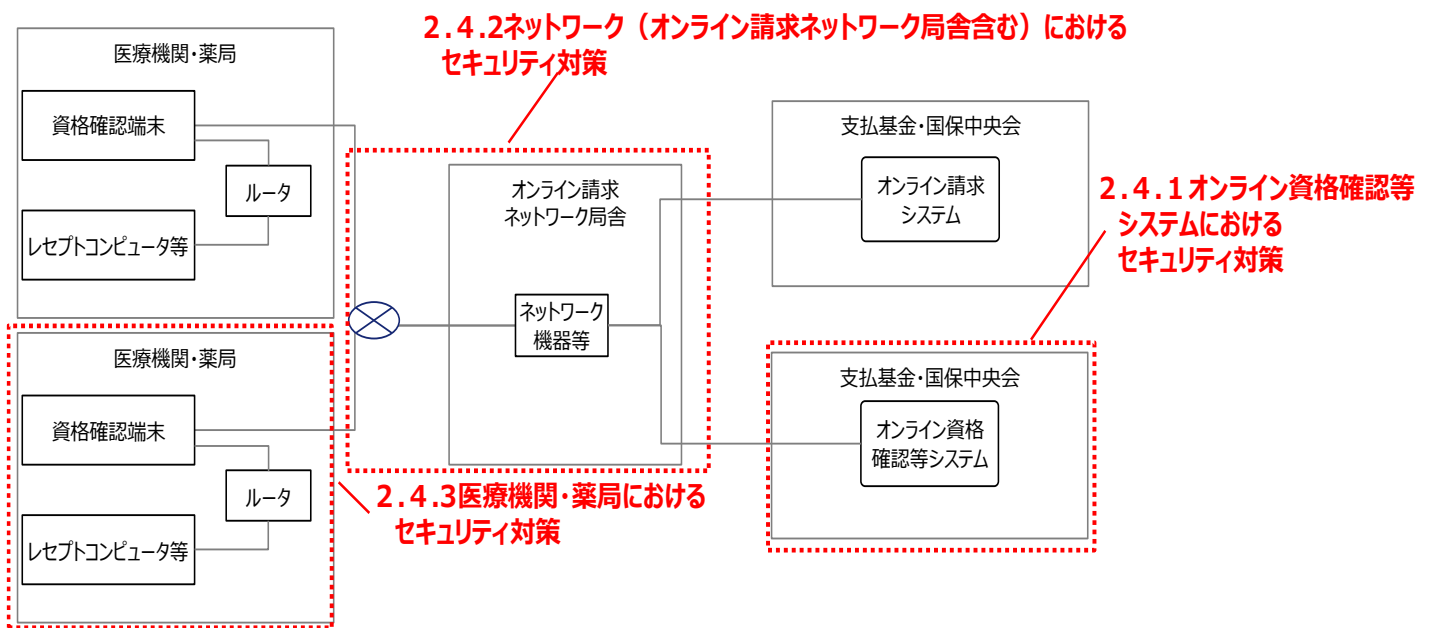
医療機関・薬局がオンライン請求ネットワーク未導入の場合、オンライン資格確認等を利用するためには、オンライン請求ネットワーク(IP-VPN 接続方式又はIPsec+IKE 接続方式)を導入してください。

医療機関・薬局においてオンライン請求ネットワークに接続するに当たって、別添2「レセプトのオンライン請求を行うには」をご確認ください。

2. 4 セキュリティ対策

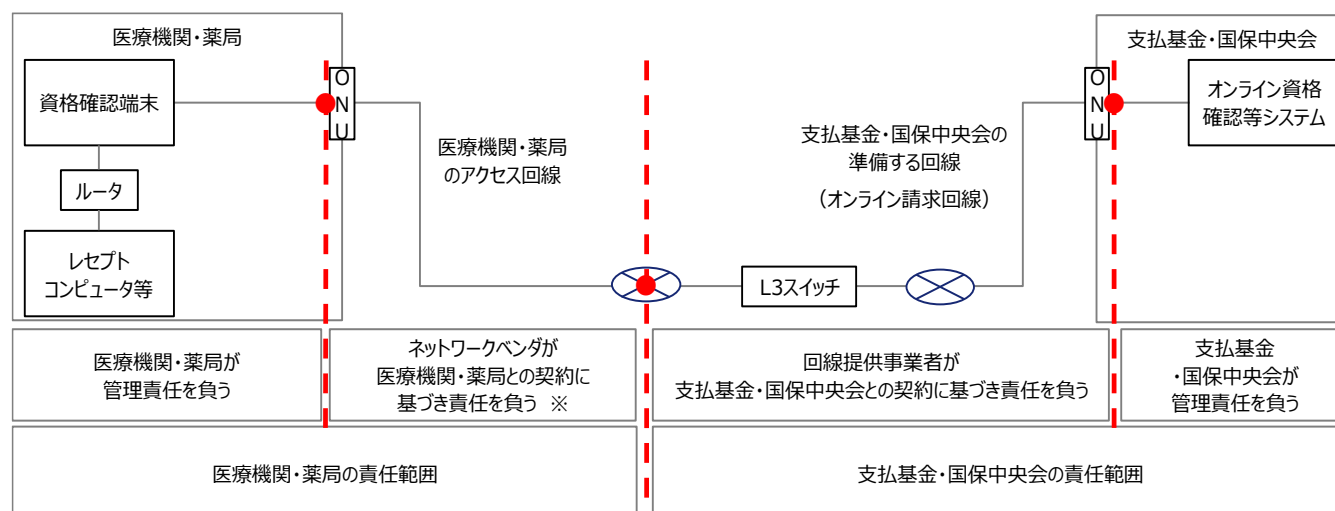
オンライン資格確認等システムと医療機関・薬局が接続するにあたり、オンライン資格確認等システム（2. 4. 1）、ネットワーク（オンライン請求ネットワーク局舎）（2. 4. 2）、医療機関・薬局（2. 4. 3）においてそれぞれセキュリティ対策を講ずることとなります。

図 2. 4-1 オンライン資格確認等システムと医療機関・薬局の接続に係るセキュリティ対策



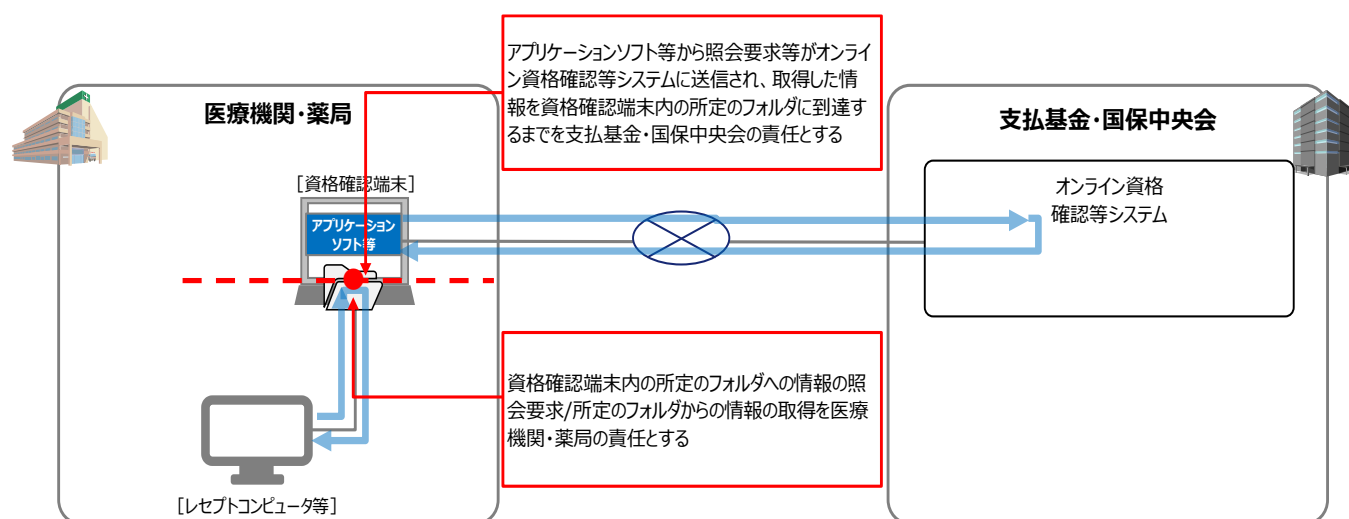
オンライン資格確認等システム、ネットワーク、医療機関・薬局がセキュリティ対策を講じる上で、以下3つの責任分界（通信経路、情報到達）に基づいて、セキュリティ対策の範囲を整理しています。

図 2. 4-2 通信経路の責任分界



※ネットワークベンダの責任範囲は、医療機関・薬局ごとの契約内容等に応じて変わることから、上記は例示の位置づけ。

図 2. 4-3 情報到達点の責任分界



2. 4. 1 オンライン資格確認等システムにおけるセキュリティ対策

オンライン資格確認等システム（サーバー側）においては、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5版」に準拠した対策を実施します。

オンライン資格確認等システムでは、以下のセキュリティ対策を講ずることとしており、ネットワークに接続した医療機関・薬局側に対し、ネットワークを介した不正アクセスや提供データの改ざん等が生じないように、対策を講ずることとしています。

図 2. 4. 1-1 オンライン資格確認等システムにおける主なセキュリティ対策

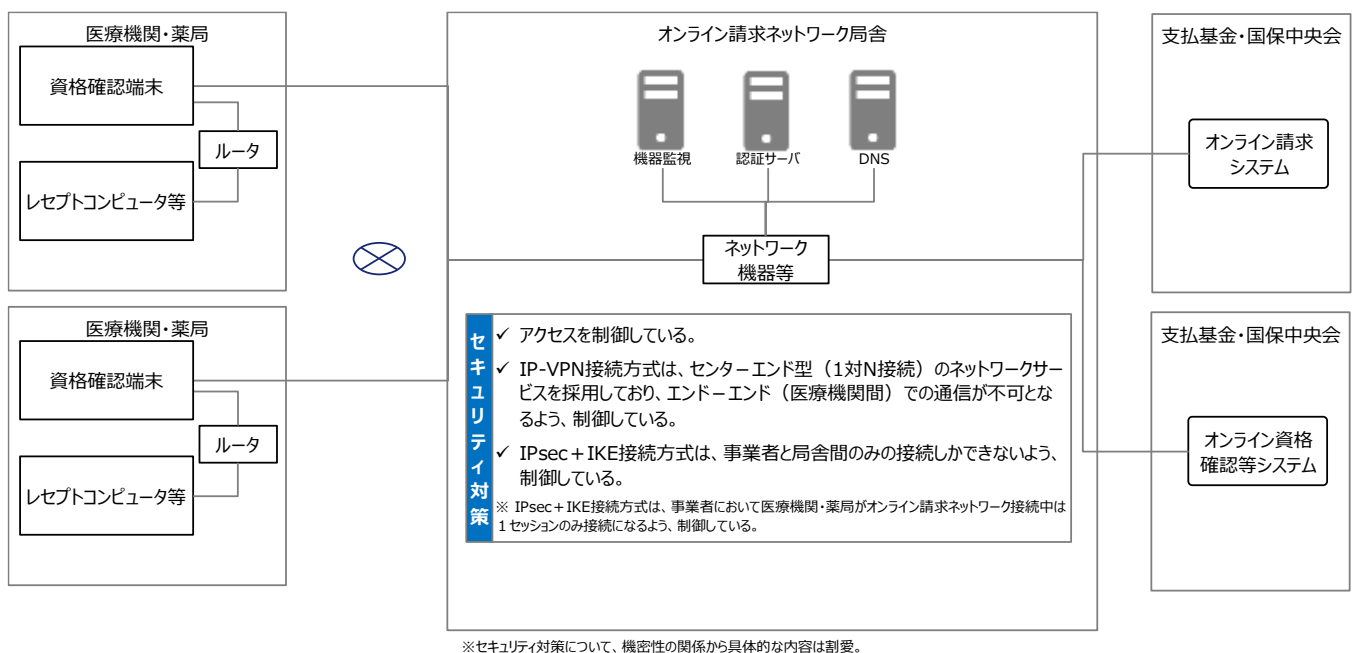
アクセス・利用制限	・情報資産へのアクセスを許可された者のみに限定するため、利用する主体（職員、システム運用要員、医療機関・薬局）を識別するための認証を行う。 ・管理者に対するアクセス制御を検討し、内部の要員によるデータ漏えいを防止する仕組みを実現する。
セキュリティリスク分析・セキュリティ診断・セキュリティリスク管理	・設計・開発するソフトウェアの緊急性の高いセキュリティパッチなどの適用を適宜正確かつ迅速に行う。脆弱性が生じないよう留意して設計・開発し、定期的な検査を通じた確認により修正を適用できるようにする。
マルウェア対策	・アンチウイルスソフトウェア等の導入によりマルウェアへの対策を講じるための機能を備える。 ・外部ネットワークからのマルウェアの侵入や、万が一マルウェアに侵入された場合の外部ネットワークへの不正な通信等を監視し、侵入の検知、防止及び当該マルウェアによる通信の遮断等を行う。
データの秘匿	・情報の搾取や漏えいを防止するため、保護すべき情報に対してアクセス制御を行うことに加えて、保存された情報及び情報にアクセスするための通信回線を暗号化する機能を備える。
鍵管理	・公的個人認証における利用者証明用電子証明書のPIN（暗証番号）入力を不要とする認証に関する秘密鍵は、耐タンパー装置を利用し、安全に保管する。
不正アクセス・内部不正対策	・ネットワーク機器及びサーバー機器への不正アクセス等による被害を極小化するため、全てのサーバー、ネットワーク機器を対象に、ネットワークおよびサーバ機器への不正アクセスの防止や万が一侵入された場合の検知・通知を行う。 ・正当な権限を持つ内部職員による内部不正や、外部攻撃によるセキュリティインシデントの放置を防止するため、ログ等の証跡に対し、当該事象を特定できるようにする。
ネットワーク対策	・通信回線を介した不正を防止するため、不正アクセス及び許可されていない通信プロトコルを通信回線上で遮断する機能を備える。不正な通信、サービス停止攻撃等に対し通信の遮断や通信量の抑制、レピュテーション情報を活用したセキュリティ監視等により、サービス停止の脅威を軽減する機能（自動的に遮断する仕組みも含める）を備える。
Web対策	・L7レイヤーまでのセキュリティ対策（Cookie、パラメータの改ざん、URLの改ざんなどへの対応）を行う。 ・DDoS攻撃を回避する仕組みを設ける。新たに発見された脅威に対し、速やかに対応する必要がある場合、WAFの導入による対策が必要。WAFを導入した場合に、WAFを経由した攻撃等にも対処を実施する。

2. 4. 2 ネットワークにおけるセキュリティ対策

オンライン請求ネットワークにおけるセキュリティ対策においては、あらかじめ許可された医療機関・薬局のみが接続可能であり、他医療機関・薬局に応答を返さない仕組みとしています。また、医療機関・薬局間（A 機関⇔B 機関）での通信が不可となるよう、アクセス制御等を実施しています。

各医療機関・薬局から指定された接続先のみ通信ができるようになっており、オンライン資格確認等システムを指定することで、万が一、ある医療機関・薬局がマルウェア等に感染した場合でも、他の医療機関・薬局へ攻撃がされることを抑制しています。

図 2. 4. 2-1 ネットワークにおける主なセキュリティ対策

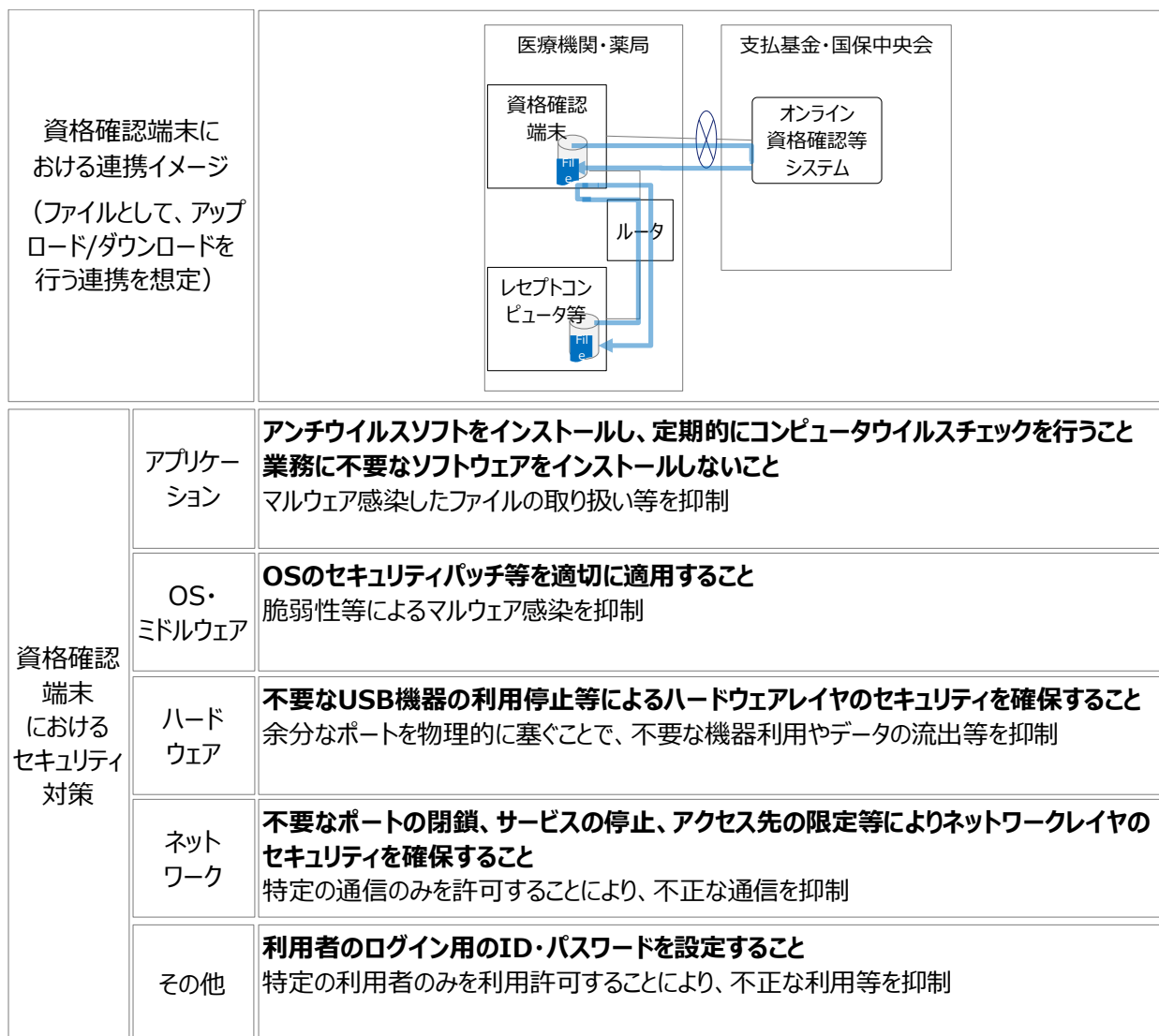


2. 4. 3 医療機関・薬局におけるセキュリティ対策

医療機関・薬局においては、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5版」に準拠し、必要なセキュリティ対策を行っていただく必要があります。

各医療機関・薬局においてセキュリティ対策を検討する際の参考に、「2. 3に示す基本的な構成例」に対するセキュリティアセスメントに基づいたセキュリティ対策例を別途周知予定（令和元年 11 月）です。なお今回新たに導入される資格確認端末において、現時点で想定される主なセキュリティ対策については、以下に示します。

図 2. 4. 3-1 医療機関・薬局における主なセキュリティ対策例（資格確認端末における主なセキュリティ対策例）



2. 4. 4 共通補足

(1) オンライン資格確認等に係るガイドライン

オンライン請求ネットワークを活用するに当たり、関連する「レセプトのオンライン請求に係るセキュリティに関するガイドライン」が見直されます。また、「オンライン資格確認等に係るセキュリティに関するガイドライン」を作成し、別途周知予定（令和2年8月）です。

3. 作業の全体像

医療機関・薬局においてオンライン資格確認等を利用開始するためには、医療機関・薬局のシステムベンダにおいて、医療機関・薬局における環境整備に先立ち、既存システムを改修していただく必要があります。オンライン資格確認等の実現に向け、既存システムの改修（準備作業）の実施をお願いいたします。

令和3年3月からのオンライン資格確認・特定健診情報閲覧及び10月からの薬剤情報閲覧の利用開始に向けて、医療機関・薬局のシステムベンダにて対応いただきたいスケジュールは以下のとおりです。

図 3-1 オンライン資格確認等の利用開始に向けたロードマップ

		令和元年度				令和2年度			令和3年度		
		7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12
マイル ストン				▼（診療報酬改定） （診療報酬改定対応） ▼	▼（診療報酬改定） ▼システムベンダ向け接続テスト 実施申請開始		▼医療機関・薬局向け運用テスト 実施申請開始		▼オンライン資格確認開始 ▼特定健診情報閲覧開始		▼レセプト 振替開始 ▼薬剤情報 閲覧開始
各種 情報等	外部インター フェイス 仕様書		▼外部インターフェイス仕様書初版（オンライン資格確認等システム） ▼外部インターフェイス仕様書改版（オンライン資格確認等システム） ▼外部インターフェイス仕様書初版（薬剤情報、特定健診情報）							▼レセプト振替 結果情報	
	端末において 満たすべき 要件		▼資格確認端末において満たすべき要件 ▼顔認証付きカードリーダーにおいて満たすべき要件								
	テスト計画書		▼医療機関・薬局システムベンダ向け接続テスト計画書 ▼医療機関・薬局向け運用テスト計画書								
	アプリケーション ソフト ・設定手順書		▼オンライン資格確認用電子証明書設定手順 ▼マイナンバーカード処理ソフト・オンライン資格確認等連携ソフト・設定手順β版 ▼マイナンバーカード処理ソフト・オンライン資格確認等連携ソフト・ 設定手順初版								
	医療機関・薬 局向け規定、 マニュアル等		▼セキュリティアセスメントに基づいたセキュリティ対策例 ▼操作マニュアルβ版 ▼操作マニュアル初版 ▼オンライン資格確認等に係るセキュリティに関するガイドライン ▼利用規約初版 ▼利用規約改版								
医療機関・薬局 向けシステムベンダ		説明会	4.1パッケージソフトの改修 オンライン資格確認 薬剤/特定健診 レセプト 振替 4.2 システム ベンダ向 け接続 テスト 4. 準備作業						医療機関・薬局への導入支援		
医療機関・薬局		利用開始に向けたベンダとの相談・調整、 契約締結				5.1環境設定 ネットワークの設定 端末の設定 5.2 パッケージソフトの適用 5.3 運用に向けた準備 5. 導入作業 5.4 運用テスト （オンライン 資格確認、 特定 健診情報、 薬剤 情報）					

表 3-2 主なマイルストーン

	マイルストーン	概要	時期
①	オンライン資格確認開始	医療機関・薬局においてオンライン資格確認が出来るようになります。	令和3年3月
②	薬剤情報閲覧開始	薬剤情報管理機能の運用に伴い、本人同意がある場合、薬剤情報を閲覧できるようになります。	令和3年10月
③	特定健診情報閲覧開始	特定健診情報管理機能の運用に伴い、本人同意がある場合、特定健診情報を閲覧できるようになります。	令和3年3月 ※医療保険者等にて登録された場合のみ閲覧可能
④	レセプト振替開始	レセプト振替機能開始に伴い、医療機関・薬局が送付したレセプトは審査支払機関にて（必要に応じて）振替えられたうえで医療保険者等に送付されます。	令和3年10月
⑤	医療機関・薬局システムベンダ向け接続テスト実施申請開始	医療機関・薬局システムベンダが改修した医療機関・薬局のシステム（パッケージシステム）とオンライン資格確認等システムとの接続テストに係る実施申請を受け付けます。	令和2年4月
⑥	医療機関・薬局向け運用テスト実施申請開始	医療機関・薬局での運用テストに係る実施申請（オンライン資格確認等の利用に伴う各種申請含む）を受け付けます。	令和2年11月

外部インターフェイス仕様書等の各種情報の共有時期（予定）は以下のとおりです。

表 3-3 各種情報の提供時期（予定）

情報等	概要	提供時期
外部インターフェイス仕様書（オンライン資格確認システム）	オンライン資格確認等システムが外部システムと連携して行う業務を実現するためのインターフェイス仕様（情報提供項目含む）、ファイル仕様、オンライン資格確認等連携ソフトの提供機能範囲等を記載。	令和元年 10 月中旬 (初版) 令和 2 年 1 月中旬 (改版)
外部インターフェイス仕様書（薬剤情報、特定健診情報）	薬剤情報・特定健診情報に係るインターフェイス項目仕様（情報提供項目含む）、ファイル形式、マイナンバーカード処理ソフト、オンライン資格確認等連携ソフトの提供機能範囲等について記載。	令和 2 年 3 月末
レセプト振替結果情報	レセプト振替の結果情報を提供。	令和 3 年 9 月 ※オンライン請求システム操作手順書に記載。
資格確認端末において満たすべき要件	資格確認端末が満たすべき要件（OS、CPU、メモリ、ディスク容量、推奨ブラウザ等）を記載。	令和 2 年 1 月
顔認証付きカードリーダーにおいて満たすべき要件	顔認証付きカードリーダーが満たすべき要件（顔認証、IC カードリーダー等）を記載。	令和 2 年 1 月

情報等	概要	提供時期
医療機関・薬局システムベンダ向け接続テスト計画書	オンライン資格確認等システム接続に向けたシステム改修に先駆けて実施する接続テストの内容やテスト環境の詳細を記載。	令和2年3月
医療機関・薬局運用テスト計画書	オンライン資格確認等サービスの開始に向けた最終ステップとして実施するテスト内容やテスト環境の詳細を記載。	令和2年5月
オンライン資格確認用電子証明書設定手順	資格確認端末にオンライン資格確認用電子証明書を設定する手順を記載。	令和2年5月
マイナンバーカード処理ソフト	支払基金が提供する、PIN無し認証等を行うマイナンバーカードを利用した資格確認や初回紐づけ処理を行うためのアプリケーションソフト。	令和2年6月 (β版) 令和2年11月 (初版) ※運用テストにて改修が必要となった場合のみ改版を提供。
オンライン資格確認等連携ソフト	支払基金が提供する、被保険者番号を利用した資格確認、照会番号の登録、薬剤情報・特定健診情報の取得等を行うためのアプリケーションソフト。	令和2年6月 (β版) 令和2年11月 (初版) ※運用テストにて改修が必要となった場合のみ改版を提供。

情報等	概要	提供時期
マイナンバーカード処理ソフト・オンライン資格確認等連携ソフト設定手順	資格確認端末にマイナンバーカード処理ソフト・オンライン資格確認等連携ソフトを設定する手順を記載。	令和2年6月 (β版) 令和2年11月 (初版) ※運用テストにて改修が必要となった場合のみ改版を提供。
セキュリティアセスメントに基づいたセキュリティ対策例	各医療機関・薬局においてセキュリティ対策を検討する際の参考にするための、「2.3に示す基本的な構成例」に対するセキュリティアセスメントに基づいたセキュリティ対策例	令和元年11月
操作マニュアル	オンライン資格確認等システムの操作手順を記載	令和2年6月 (β版) 令和2年11月 (初版) ※運用テストにて改修が必要となった場合のみ改版を提供。
オンライン資格確認等に係るセキュリティに関するガイドライン	オンライン資格確認等に係る業務に携わる人または組織が遵守すべきガイドライン(セキュリティ対策、運用保守含めた関連組織との責任分界、情報の管理方法等)を記載。	令和2年8月
利用規約	オンライン資格確認等システムに係る運用規約例等を記載。	令和2年4月 (初版) 令和2年8月 (改版)

4. 準備作業

4. 1 パッケージソフトの改修

4. 1. 1 オンライン資格確認機能

医療機関・薬局においてオンライン資格確認機能を利用するために、システムベンダにて改修が必要と想定される内容を記載します。

※ パッケージソフトごと又は医療機関・薬局ごとにレセプトコンピュータ/電子カルテシステム/調剤システムの仕様等が異なると想定されることから、2. 2「レセプトコンピュータ等の既存システムの改修」に記載された代表的な連携パターンを前提とした場合に想定される一例を記載します。

※ 記載している改修内容以外の機能についても、医療機関・薬局のニーズを踏まえ、システムベンダにて改修の必要性をご検討ください。

表 4. 1. 1-1 オンライン資格確認機能に係る改修内容

	改修概要	主な改修点	
		分類	改修項目
(1)	健康保険証情報の項目追加	レセプトコンピュータ	枝番を入力する項目を追加すること。
			(レセプトコンピュータにてカルテ1号用紙を印刷している場合) カルテ1号用紙のフォーマットに枝番を入力する項目を追加すること。
		(健康保険証情報を連携している場合) 電子カルテシステム	枝番を入力する項目を追加すること。
		(健康保険証情報を連携している場合) 調剤システム	枝番を入力する項目を追加すること。
		(健康保険証情報を連携している場合) 部門システム	枝番を入力する項目を追加すること。
(2)	マイナンバーカードによるオンライン資格確認情報等の取込機能の追加	レセプトコンピュータ	資格確認端末の資格情報等格納フォルダへ資格情報等を取得要求し、受信すること。
			受信した資格情報等の取得結果(表示内容:有効、無効等のステータス)を表示すること。

	改修概要	主な改修点	
		分類	改修項目
			(受信した資格情報等の取得結果が有効であった場合) 受信した資格情報等にて更新すること。
(3)	健康保険証によるオンライン資格情報等の取込機能の追加	レセプトコンピュータ	(新患) 健康保険証によるオンライン資格確認用の入力画面を表示し、資格情報等の照会要求(入力情報: 保険者番号、被保険者番号、枝番(任意)、生年月日、性別(任意)、資格確認日)をすること。
			(2回目以降) 該当患者の資格情報等画面から資格情報等の照会要求(入力情報: 保険者番号、被保険者番号、枝番(任意)、生年月日、性別(任意)、資格確認日)をすること。
			資格確認端末の資格情報等格納フォルダへ資格情報等を取得要求し、受信すること。
			受信した資格情報等の取得結果(表示内容: 有効、無効等のステータス)を表示すること。
			(受信した資格情報等の取得結果が有効であった場合) 取得した資格情報等を登録・更新すること。
(4)	照会番号の登録機能の追加	レセプトコンピュータ	(マイナンバーカードによるオンライン資格確認) 照会番号が空白だった場合、新規カルテを起票し、取得した資格情報等を登録・照会番号を送信すること。
			(マイナンバーカードによるオンライン資格確認) 取得した資格情報等の照会番号情報でレセプトコンピュータ内の患者情報と紐付けすること。

	改修概要	主な改修点	
		分類	改修項目
			(健康保険証によるオンライン資格確認) 照会番号を送信すること。
(5)	限度額適用認定証等情報の取込機能の追加	レセプトコンピュータ	資格情報等画面から限度額適用認定証等の情報の照会要求をすること。
			資格確認端末の資格情報等格納フォルダへ限度額適用認定証等の情報を取得要求し、受信すること。
			受信した限度額適用認定証等情報の取得結果を表示すること。
			受信した限度額適用認定証等の情報を登録・更新すること。
(6)	事前確認における一括照会の機能の追加	レセプトコンピュータ	事前確認用の一括照会リスト作成すること。
			一括照会リストを照会要求すること。
			一括照会受付番号を取得すること。
			一括照会受付番号にて照会結果の取得要求すること。
			資格確認端末の資格情報等格納フォルダへ一括照会結果を取得要求し、受信すること。
			一括照会結果を表示すること。
			(保険者変更がなく、追加情報を取得した場合) 照会番号で該当患者を紐付けし、該当患者の資格情報を更新すること。

確定した仕様については、外部インターフェイス仕様書(オンライン資格確認)の改版を令和2年1月中旬に別途周知予定です。

4. 1. 2 薬剤情報及び特定健診情報閲覧

医療機関において薬剤情報及び特定健診情報閲覧を利用、薬局において薬剤情報閲覧を利用するために、システムベンダにて改修が必要と想定される内容を記載します。

※ パッケージソフトごと又は医療機関・薬局ごとに電子カルテシステム/調剤システムの仕様等が異なると想定されることから、2. 2「レセプトコンピュータ等の既存システムの改修」に記載された代表的な連携パターンを前提とした場合に想定される一例を記載します。

※ 記載している改修内容以外の機能についても、医療機関・薬局のニーズを踏まえ、システムベンダにて改修の必要性をご検討ください。

表 4. 1. 2-1 薬剤情報及び特定健診情報閲覧に係る改修内容

	改修概要	主な改修点	
		分類	改修項目
(1)	薬剤情報及び特定健診情報閲覧機能の追加	電子カルテシステム	同意取得有無を入力する項目を追加すること。
			資格確認端末の資格情報等格納フォルダへ同意取得情報を取得要求し、受信すること。
			取得した同意取得情報を該当患者のカルテ情報等に登録すること。
			該当患者の照会に必要な情報（入力情報：個人単位被保険者番号、生年月日、性別（任意））をレセプトコンピュータから取得すること。
			特定健診情報は個人単位被保険者番号等を基に照会要求すること。
			薬剤情報は抽出対象年月を入力した上で、個人単位被保険者番号等を基に照会要求すること。
			資格確認端末の資格情報等格納フォルダへ薬剤情報又は特定健診情報を取得要求し、受信すること。
			取得した薬剤情報又は特定健診情報を該当患者のカルテ情報等に追加・更新すること。
			該当患者のカルテ情報等に薬剤情報又は特定健診情報の照会結果を表示すること。

	改修概要	主な改修点	
		分類	改修項目
	薬剤情報閲覧 機能の追加	調剤システム	同意取得有無を入力する項目を追加すること。
			資格確認端末の資格情報等格納フォルダへ同意取得情報を取得要求し、受信すること。
			取得した同意取得情報を該当患者のカルテ情報等に登録すること。
			該当患者の照会に必要な情報（入力情報：個人単位被保険者番号、生年月日、性別（任意））をレセプトコンピュータから取得すること。
			薬剤情報は抽出対象年月を入力した上で、個人単位被保険者番号等を基に照会要求すること。
			資格確認端末の資格情報等格納フォルダへ薬剤情報を取得要求し、受信すること。
			取得した薬剤情報を該当患者のカルテ情報等に追加・更新すること。
			該当患者のカルテ情報等に薬剤情報の照会結果を表示すること。

確定した仕様については、外部インターフェイス仕様書（薬剤情報/特定健診情報閲覧）として別途周知予定（改版：令和2年3月末）です。

4. 1. 3 レセプト振替機能

医療機関・薬局においてレセプト振替・分割結果を取り込むために、システムベンダにて改修が必要と想定される内容を記載します。

※ パッケージソフトごと又は医療機関・薬局ごとにレセプトコンピュータの仕様等が異なると想定されることから、2. 2「レセプトコンピュータ等の既存システムの改修」に記載された代表的な連携パターンを前提とした場合に想定される一例を記載します。

※ 記載している改修内容以外の機能についても、医療機関・薬局のニーズを踏まえ、システムベンダにて改修の必要性をご検討ください。

表 4. 1. 3-1 レセプト振替に係る改修内容

	改修概要	主な改修点	
		分類	改修項目
(1)	レセプト振替・分割結果情報の取り込み機能の追加	レセプトコンピュータ	オンライン請求システムから提供されるレセプト振替・分割結果情報をレセプトコンピュータに取り込むこと。

4. 2 医療機関・薬局システムベンダ向け接続テスト

医療機関・薬局システムベンダ向け接続テスト要件及びテスト環境に係る詳細は、医療機関・薬局システムベンダ向け接続テスト計画書として別途周知予定（令和2年3月予定）です。

図4. 2-1 医療機関・薬局システムベンダ向け接続テスト実施概要

内容

スコープ	オンライン資格確認システム、医療機関・薬局のシステム（医療機関・薬局システムのパッケージシステム）
実施期間	令和2年6月～令和2年10月
目的	医療機関・薬局システムベンダが開発した医療機関・薬局のシステム（パッケージシステム）が、資格確認端末を介して、オンライン資格確認等システムと正常に情報連携できることを確認する。
参加機関	- 支払基金（準備室） - 申し出のあった医療機関・薬局システムベンダ
システム及び使用環境 [システム保有者]	- オンライン資格確認等システム/接続検証環境 [支払基金（準備室）] - 医療機関・薬局システムベンダの医療機関・薬局システム（パッケージシステム）
実施事項	- オンライン資格確認等システムから提供された資格情報等が、資格確認端末を介して、医療機関・薬局のシステムに正常に取り込めることを確認する。 - 医療機関・薬局のシステムで作成した資格照会要求情報等が、資格確認端末を介して、オンライン資格確認等システムに正常に取り込まれることを確認する。
使用データ	- 資格確認用の資格情報に係るテストデータは支払基金が用意したものを使用する。 - 医療機関・薬局システムベンダは、支払基金が用意した資格情報を基に患者情報を作成の上使用する。
テスト内容	医療機関・薬局で利用する以下の機能を対象とする。 ○資格確認機能（健康保険証） - 資格情報検索（被保険者番号（オンライン資格確認）） - 資格情報検索（被保険者番号（一括照会用）） ○照会番号登録機能 - 照会番号一括登録

5. 導入作業

オンライン資格確認等を医療機関・薬局が導入するに当たっては、環境設定、パッケージソフトの適用、オンライン資格確認等を利用した運用に向けた準備、運用テスト等を行っていただく必要があるため、導入先の医療機関・薬局と導入内容等を相談してください。

5. 1 環境設定

5. 1. 1 ネットワークの設定

既存のオンライン請求ネットワークを活用いただくに当たり、IP-VPN 接続方式及び IPsec+IKE 接続方式においてご対応いただきたい内容は以下のとおりです。

表 5. 1. 1-1 IP-VPN 接続方式における必要な対応

主に必要な対応	補足
資格確認端末向けネットワークカード追加	施設内ネットワークとオンライン請求ネットワークの接続を分離するための対応策。
資格確認端末向け通信許可設定	資格確認端末に IPv 4 ・ v 6 の通信許可設定が必要。
(必要に応じて) ルータ追加・ネットワーク工事等	2. 3 に記載された構成を実現するための対応。

表 5. 1. 1-2 IPsec+IKE 接続方式における必要な対応

主に必要な対応	補足
資格確認端末向けネットワークカード追加	施設内ネットワークとオンライン請求ネットワークの接続を分離するための対応策。
回線帯域の増強	現行回線の帯域を踏まえてオンライン資格確認等を行うに当たり耐えうる帯域に増強が必要。
(必要に応じて) ルータ追加・ネットワーク工事等	2. 3 に記載された構成を実現するための対応。

5. 1. 2 端末の設定

オンライン資格確認等システムと接続する資格確認端末には、オンライン資格確認用電子証明書の設定が必要です。オンライン資格確認用電子証明書設定手順は、別途周知予定（令和 2 年 5 月）です。

また、資格確認用端末には、支払基金が提供するマイナンバーカード処理ソフト、オンライン資格確認等連携ソフト、本人認証用カードリーダーソフトをインストールしていただく必要があります。マイナンバーカード処理ソフト・オンライン資格確認等連携ソフト設定手順は、別途周知予定（β 版：令和 2 年 6 月、初版：令和 2 年 11 月）です。

なお、資格確認端末のセキュリティ対策は 2. 4. 3 医療機関・薬局におけるセキュリティ対策を参照ください。

5. 2 パッケージソフトの適用

導入している医療機関・薬局の既存のレセプトコンピュータ、電子カルテシステムにオンライン資格確認等に係る機能を適用してください。

5. 3 オンライン資格確認等を利用した運用に向けた準備

5. 3. 1 業務フローの見直し

医療機関・薬局において、適用する機能を踏まえて、現行業務フローを必要に応じて変更することとなります。

5. 3. 2 ルール等の見直し

医療機関・薬局において、セキュリティポリシー等の規定を、オンライン資格確認等の利用に伴う内容に応じて適宜更新することとなります。

5. 3. 3 問診票等の見直し

医療機関・薬局において、薬剤情報及び特定健診情報閲覧に当たり、患者から同意を取得するための同意書作成又は問診票への確認項目を追加することとなります。

5. 4 運用テスト

実際の業務フローの流れでオンライン資格確認等システムと医療機関・薬局のシステムが正常に運用できるか、運用テストを実施してください。運用テストの詳細については、医療機関・薬局運用テスト計画書として別途周知予定（令和2年5月）です。

図 5. 4 - 1 医療機関・薬局向け運用テストの実施概要

内容	
スコープ	医療機関・薬局のシステム
実施期間	令和3年1月～（検討中）
目的	各医療機関・薬局で想定される業務シナリオが正常に実施できることを確認する。
参加機関	- 支払基金（準備室） - オンライン資格確認に稼働時から参画する医療機関・薬局 - J-LIS
システム及び 使用環境 〔システム 保有者〕	- 医療保険者等向け中間サーバー等/接続検証環境〔取りまとめ機関〕 - オンライン資格確認システム/接続検証環境〔支払基金（準備室）〕 - マイナポータル/テスト環境〔内閣府〕 - JPKI/（テスト環境がある場合）〔J-LIS〕 - 情報提供NWS/テスト環境〔総務省〕 - 医療機関・薬局のシステム/（医療機関・薬局のシステムに依存）
実施事項	各医療機関等において、マイナンバーカード、健康保険証を使用してオンライン資格確認を実施する。
使用データ	- 実在の国民のデータである必要が生じる場合は本番データ（内部データとして、被保険者番号を使用） - 上記によらない場合はテストデータ（内部データとして、被保険者番号を使用） ※調整中
テスト内容	医療機関・薬局で利用する以下の機能を対象とする。 ○資格確認機能（マイナンバーカード） 資格情報検索（シリアル番号） ○資格確認機能（被保険者証） 資格情報検索（被保険者番号（オンライン資格確認）） 資格情報検索（被保険者番号（一括照会用）） ○資格確認機能（システム障害・大規模災害時） 資格情報検索（システム障害・大規模災害時用） 資格情報検索（システム障害・大規模災害時用（一括照会用）） ○照会番号管理機能 照会番号登録機能 照会番号一括登録機能 医療機関コード変更機能 医療機関コード一括変更機能 ○医療機関等での初回紐付機能

6. その他

6. 1 医療情報システムの安全管理に関するガイドラインの準拠

医療機関・薬局においては、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5版」に準拠し、必要なセキュリティ対策を行っていただく必要があります。

6. 2 院内/局内のセキュリティ対策の見直し

医療機関・薬局においては、2. 4セキュリティ対策が行われるものと想定するため、今一度、院内/局内のセキュリティ対策を広く見直すことを推奨します。例えば、インターネット経由で入手したファイルを院内/局内ネットワークに取り込む運用等がある場合には、該当箇所が必要に応じてDMZの設定や無害化ソリューションを導入する等が想定されます。

6. 3 オンライン請求の導入

医療機関・薬局においてオンライン請求を導入する場合は、別添2「レセプトのオンライン請求を行うには」をご参照ください。

6. 4 オンライン資格確認等の導入に伴う問合せ先

オンライン資格確認等システムの導入に伴いシステムベンダ向けHP(医療機関等 ONS) を開設しました。

当該HP上に令和元年10月よりサービスデスクを設置し、本書の内容等について、Webフォームによる問い合わせの受付を行っています。